

## 第904回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成30年3月19日（月）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

### 1 出席点呼

### 2 開会宣言

### 3 第903回教育委員会会議録の承認について

### 4 第904回教育委員会会議録署名委員の指名

### 5 教育長報告

- (1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について (教職員課)
- (2) 職員の交通事故に係る和解について (特別支援教育室)
- (3) 夜間中学設置に向けた調査研究報告書について (高校教育課)
- (4) 県立高等学校における物損事故に係る和解について (スポーツ健康課)

### 6 専決処分報告

- (1) 第363回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について (総務課)

### 7 議 事

- 第1号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)
- 第2号議案 教育功績者表彰について (総務課)
- 第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
- 第4号議案 市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正について (総務課)
- 第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について (総務課)
- 第6号議案 宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について (教職員課)
- 第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について (教職員課)
- 第8号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について (教職員課)
- 第9号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について (義務教育課)
- 第10号議案 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の策定について (特別支援教育室)
- 第11号議案 宮城県いじめ防止基本方針の改定について (高校教育課)
- 第12号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について (文化財保護課)

### 8 課長報告等

- (1) 第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【平成30年度版】（案）について (教育企画室)
- (2) 「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」について (義務教育課)
- (3) 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る前期選抜及び後期選抜等の合格状況について (高校教育課)
- (4) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（宮城県分）について (スポーツ健康課)
- (5) 学校再開ハンドブックについて (スポーツ健康課)
- (6) 防災教育児童本「地震・津波防災のひみつ～東日本大震災を忘れない～」について (スポーツ健康課)
- (7) 松島自然の家再建事業の進捗状況について (生涯学習課)

## 9 資料（配布のみ）

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 教育庁関連情報一覧                            | (総務課)     |
| (2) スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット        | (教育企画室)   |
| (3) 河北新報掲載記事（平成30年2月18日）「みやぎっ子ルルブルフォーラム」 | (教育企画室)   |
| (4) 「ぎゅっと！子育てみやぎ楽しい小学校生活に向けて」リーフレット      | (義務教育課)   |
| (5) 共に学ぶ教育推進モデル事業 第I期成果報告書の概要について        | (特別支援教育室) |
| (6) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）       | (高校教育課)   |
| (7) 第73回国民体育大会冬季大会の結果について                | (スポーツ健康課) |
| (8) 美術館特別展「絵本のひきだし 林明子原画展」               | (生涯学習課)   |
| (9) 図書館企画展「東日本大震災文庫展Ⅷ 震災ボランティアを知る」       | (生涯学習課)   |
| (10) 女子旅手ならい帳「伊達な文化に恋をして…」               | (文化財保護課)  |

## 10 次回教育委員会の開催日程について

## 11 閉会宣言

## 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について

平成２８年１１月に改正された教育公務員特例法第２２条の３の規定に基づき、現在の「宮城県教員研修マスタープラン」を発展させた形で「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）」を策定しました。

策定に当たっては、今年度新たに組織した「宮城県教職員育成協議会」において、県内の教員養成課程を有する全ての大学や市町村教育委員会の関係者と検討を重ねたほか、学校現場からも幅広く多くの意見等を聴取し、その内容を調べました。

指標は、本県教育の現状やこれまでの教員の資質能力の向上に関する取組等を踏まえ、全ての教員に求められる基礎的・基本的な資質能力を示す共通のものとし、そのタイトルを「みやぎの教員に求められる資質能力」としました。

また、指標で示す資質能力以外に、学校種・職種に応じて教員自らが必要であると考えられる資質能力がある場合は、自発的かつ積極的に研修し、身に付けることを求めるものとしています。

今後は指標を踏まえた教員採用選考や教員研修を実施していくこととなりますが、指標を学校現場の教員一人一人に浸透させるとともに、大学との連携協力も積極的に推進しながら、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図ることが重要です。

なお、社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであり、指標も様々な状況の変化に応じて不断の見直しを図ることが必要です。今後、実際に教員採用選考や教員研修を実施していく中で検証を行い、実態に応じた、より実効性の高い指標に改善していくこととしています。

**【添付資料】** みやぎの教員に求められる資質能力（別冊）

## 主な見直し等の内容

### 1 本県教育の現状及び課題等を踏まえた見直し

<p>「授業力」に「学習指導要領の目標や内容を達成するために必要な資質能力」等を追加</p> <p>※ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善，英語教育及び道徳教育の指導法，ICTを活用した授業方法，「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえた教材研究及び教材化，カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開及び授業改善 等</p>	P14～15
<p>「生徒指導力」に「いじめや不登校への対応に必要な資質能力」を追加</p>	P16～17
<p>「学校を支える力」に「チームとしての学校の実現に向けて必要な資質能力」を追加</p>	P20～21
<p>「教育への情熱」に「教育者としての高い倫理観と責任感」を追加</p>	P22

### 2 東日本大震災の経験を踏まえた見直し

<p>「東日本大震災の経験を踏まえた資質」は「全ての教職経験段階等を通じて求められる資質」として位置付け</p>	P10
<p>「子供理解」に「心のケアの充実のために必要な視点」を追加</p>	P18～19
<p>「教育への情熱」に「子供の命を守る強い覚悟」と「学校を安心して安全な学びの場とする心構え」を追加</p>	P22
<p>「組織管理運営能力」の中に「適切な危機管理」を記載</p>	P28

### 3 学校運営能力の養成の観点からの見直し

<p>平成27年3月に県教育委員会で取りまとめた「学校運営能力養成研修に関する調査研究報告書」の内容に基づき「管理職等の職能に応じて求められる資質能力」として新たに「5つの資質能力」を追加・整理</p>	P25～30
---	--------

#### 4 新規に採用する教員に求める資質の追加

教職経験段階に「新規採用時」の段階を追加	P8～9
教員採用選考を「より人物重視の観点」で実施することを明記	P13
「新規採用時に求められる資質能力」の内容を7つの資質能力と同じ区分により整理	P14～24

## 職員の交通事故に係る和解について

職員の職務遂行上において発生した交通事故について、和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

### 記

#### 1 事故の概要

(1) 発生年月日

平成29年9月1日（金）午後3時頃

(2) 発生場所

仙台市太白区上野山1丁目4番25号

(3) 事故の概要

県側当事者が、公用車（学習バスわかくさ号）を運転し、帰校途中で狭い市道を通行中、対向車を避けるため左側に寄せたところ、左側のサイドミラー上部支柱部位を相手側宅のカーポート上部に擦って傷を付けたもの。

公用車を共同利用している拓桃支援学校の校外学習に係る運行業務を終え、西多賀支援学校に帰校途中の事故であり、児童生徒は乗車していなかった。

#### 2 和解内容

(1) 和解の相手方

イ 住 所	仙台市太白区上野山1丁目4番25号
ロ 氏 名	松田 榮子

(2) 和解の内容

イ 内 容	示談
ロ 示談年月日	平成29年12月26日
ハ 損害賠償額	41,580円
ニ 和解内容	県は、職員による過失を認め、相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄するもの。

#### 3 知事専決処分年月日

平成29年12月26日

## 県立高等学校における物損事故に係る和解について

気仙沼向洋高等学校敷地内において発生した車両物損事故について、知事の専決処分により和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

### 記

#### 1 事故の概要

##### (1) 発生年月日

平成29年8月31日（木）午前10時55分ごろ

##### (2) 発生場所

気仙沼向洋高等学校 宮城県気仙沼市九条213番地3号  
（気仙沼高等学校の第2グラウンドに仮設校舎を設置）

##### (3) 事故の概要

保健体育の授業でソフトボールを行っていた際、生徒が打ったファウルボールが、グラウンド付近に駐車していた車両のフロントガラスに当たり、同車両に損傷を与えたもの。

#### 2 和解内容

##### (1) 和解の相手方

イ 住 所	宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈138-6
ロ 氏 名	熊谷 文雄

##### (2) 和解の内容

イ 内 容	示 談
ロ 示談年月日	平成30年1月11日
ハ 損害賠償額	150,000円
ニ 和解内容	県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

#### 3 知事専決処分年月日

平成30年1月4日

第363回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

第363回宮城県議会（平成30年2月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、平成30年2月14日専決処分し、異議のない旨回答した。

よって同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算議案

平成29年度宮城県一般会計補正予算

2 予算外議案

(1) 障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例

(2) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止する条例

(3) 工事請負変更契約の締結について（宮城県水産高等学校校舎等改築工事）

平成30年3月19日提出

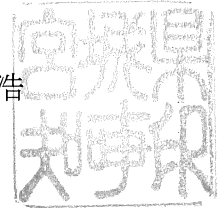
宮城県教育委員会教育長 高橋 仁



財 第 2 8 8 号  
平成 3 0 年 2 月 1 4 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 6 3 回宮城県議会議案について (照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 予算議案  
平成 2 9 年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
  - (1) 障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例
  - (2) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止する条例
  - (3) 工事請負変更契約の締結について (宮城県水産高等学校校舎等改築工事)

30.2.14

第363回宮城県議会（平成30年2月定例会（追加提案分））提出  
 予算議案の概要【教育庁関係分】  
 ～平成29年度2月補正予算の概要～

1 補正予算の概要（一般会計）

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度		増減 (D)-(A)	比較 (D/A)
	最終予算額(A)	現計予算額(B)	2月補正額(C)		
6号	209,001,786	184,476,612	▲ 8,102,200	176,374,412	▲ 32,627,374 84.4%
7号	209,001,786	176,374,412	240,902	176,615,314	▲ 32,386,472 84.5%

2 主な補正内容

(1) 第6号

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業（総務課）	卒業時一時金の給付時期を変更し前倒し支給するため、増額補正するもの。	57,550
スポーツ振興基金造成費（スポーツ健康課）	スポーツ振興基金への積立額が見込みを上回ったため、造成費を増額補正するもの。	465,028
教職員に係る退職手当（福利課）	退職見込者数が当初の想定を下回る予定であるため、減額補正するもの。	▲ 1,000,000

(2) 第7号

事業名	概要	補正額
屋内運動場整備事業（国経済対策）（施設整備課）	国の緊急経済対策により、特別支援学校の屋内運動場を大規模改修するもの。	240,902

3 債務負担行為（変更）

（単位：千円）

事項名	設定期間			限度額
古川支援学校仮設校舎賃貸借（義務教育課） ※平成26年度議決に係るもの	変更前	自平成26年4月	至平成30年3月	4,000
	変更後		至平成31年3月	5,000

4 繰越事業

（単位：千円）

(1) 第6号

	事業名	担当課	繰越額
教育費	教職員宿舍管理事業	福利課	5,600
	学力向上対策事業	高校教育課	11,100
	高等学校建設事業	施設整備課	2,695,800
	特別支援学校建設事業	義務教育課・施設整備課	381,700
	文化財保護事業	文化財保護課	5,600
	東北歴史博物館管理事業	文化財保護課	37,100
	社会教育施設整備事業	生涯学習課	90,000
	美術館管理事業	生涯学習課	145,400
	体育施設整備事業	スポーツ健康課	332,500
費復旧害	高等学校災害復旧事業	施設整備課	6,747,200
	社会教育施設災害復旧事業	生涯学習課	155,000
合 計			10,607,000

(2) 第7号

	事業名	担当課	繰越額
教育費	特別支援学校建設事業	施設整備課	240,900

## 第363回宮城県議会（定例会（追加提案分））提出 予算外議案の概要（教育庁分）

### ○条例議案

議第 139 号議案

#### 障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例

条例の名称等について、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 特別支援教育室

#### ○主な内容

条例名を「就学支援審議会条例」へ変更

議第 141 号議案

#### 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例 を廃止する条例

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止しようとするもの。

施行 公布の日

所管 スポーツ健康課

### ○条例外議案

議第 144 号議案

#### 工事請負変更契約の締結について（宮城県水産高等学校校舎等改築工事）

請 負 金 額 1,638,566,280 円 → 1,761,906,600 円

契約の相手方 若生工業株式会社

所管 施設整備課

○議 決 日 平成28年10月14日 議第239号議案

○変 更 日 平成29年2月27日提出 報告第106号

○変更の理由 施行内容の変更による請負金額の変更

第3号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「特別支援教育室、高校教育課」を「高校教育課、特別支援教育課」に、「全国高校総体推進室、生涯学習課、全国高校総合文化祭推進室」を「生涯学習課」に、「文化財保護課」を「文化財課」に改める。

第八条第十六号を削り、同条第十七号中「整備法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）」に改め、同号を同条第十六号とし、第十八号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「及び子ども手当」を削る。

第十一条第一号中「、中等教育学校及び特別支援学校」を「及び中等教育学校」に改め、同条第二号中「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「、義務教育学校及び特別支援学校」を「及び義務教育学校」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援教育課の分掌に係るものを除く。）並びに幼稚園の教育課程に関すること。

第十一条第七号を次のように改める。

七 小学校、中学校及び義務教育学校（高校教育課及び特別支援教育課の分掌に係るものを除く。）の教科用図書その他の教材に関すること。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（特別支援教育課）

第十三条 特別支援教育課の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 特別支援学校の設置及び廃止に関すること。
- 二 特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- 三 特別支援学校の管理運営に関すること。
- 四 特別支援教育に係る施策の企画及び推進に関すること。

五 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教育課程に関すること。  
六 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導における教育課程についての指導及び助言に関すること。

七 特別支援学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

八 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教科用図書その他の教材に関すること。

九 特別支援学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。

第十三条の三第十一号中「公益財団法人宮城県体育協会（昭和四十六年八月十三日に財団法人宮城県体育協会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人宮城県スポーツ振興財団」を「公益財団法人宮城県スポーツ協会」に改める。

第十三条の四を削り、第十三条の五を第十三条の四とする。

第十三条の六を削り、第十三条の七（見出しを含む。）中「文化財保護課」を「文化財課」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十五条の二第一項中「処理し、特別支援教育室の庶務は、義務教育課において処理し、全国高校総体推進室の庶務は、スポーツ健康課において処理する」を「処理する」に改め、同条第二項中「総務課、義務教育課、スポーツ健康課及び生涯学習課」を「総務課」に、「第十三条の七」を「第十三条の五」に改め、同条第三項中「義務教育課の課長、スポーツ健康課の課長又は生涯学習課の課長」及び「特別支援教育室の室長、全国高校総体推進室の室長又は全国高校総合文化祭推進室の室長」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 地方機関

第二十条の二を削る。

第二十二条第一項中「地方機関及び地域事務所（以下「地方機関等」という。）」を「地方機関」に、「当該地方機関等」を「当該地方機関」に改める。

第二十三条、第二十四条の二及び第二十五条中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第二十六条の表中

宮城県気仙沼高等学校	宮城県気仙沼西高等学校
宮城県本吉響高等学校	

を

宮城県気仙沼高等学校	気仙沼市
宮城県本吉響高等学校	

に改める。

第二十七条の表中

宮城県立聴覚支援学校 小牛田校	遠田郡美里町
-----------------	--------

を

宮城県立聴覚支援学校 小牛田校	遠田郡美里町
宮城県立小松島支援学校 松陵校	仙台市

に改める。

第三十一条の三第二項中「管理調整部、研究研修部及び教育支援部」を「企画管理部及び教育推進部」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総合教育センターの各部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理部

- 一 総合教育センター事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 総合教育センターの広報に関すること。
- 三 事務職員、技術職員、司書その他の職員及び県費負担教職員（教育職員を除く。）の研修に関すること。

四 庁舎の管理運営に係る総合調整に関すること。

- 五 庁舎の維持管理に関すること。
  - 六 庶務に関すること。
  - 七 その他教育推進部の分掌に属さない事務に関すること。
- 教育推進部
- 一 教育職員の研修に関すること。
  - 二 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。
  - 三 教育相談に関すること。
  - 四 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。
  - 五 情報教育に係る生徒の実習に関すること。
  - 六 その他教育推進に必要な事業に関すること。

別表第二第二一号中

障害児就学 指導審議会	障害児就学指導審議会条例（昭和五十年宮城県条例第二十七号）第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	特別支 援教育 室
----------------	--	-----------------

を

就学支援審 議会	就学支援審議会条例（昭和五十年宮城県条例第二十七号）第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	特別支 援教育 課
-------------	--	-----------------

に改め、同表文化財保護審議会の項中「

文化財保護課」を「文化財課」に改める。



別表第三の宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）及び宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）の項中「宮城県スポーツ振興財団」を「宮城県スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>（課、室の設置）</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、施設整備課、スポーツ健康課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p> <p>（総務課）</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する信託の引受けの許可及び監督に關すること。</p> <p>十七 （略）</p>	<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>（課、室の設置）</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、特別支援教育室、高校教育課、施設整備課、スポーツ健康課、全国高校総体推進室、生涯学習課、全国高校総合文化祭推進室及び文化財保護課を置く。</p> <p>（総務課）</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下「整備法」という。）により知事の権限に属する事務（同法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務を除く。）に關すること。</p> <p>十七 整備法</p> <p>第九十五 五条の規定によりなお従前の例によることとされている特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する信託の引受けの許可及び監督に關すること。</p> <p>十八 （略）</p>	<p>○特別支援教育室の組織改編、全国高校総体推進室及び全国高校総合文化祭推進室の廃止、文化財保護課の名称変更によるもの</p> <p>○公益社団法人及び公益財団法人に関する事務の知事部局への移管によるもの</p>

- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)

第八条の二 (略)

(福利課)

第九条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 児童手当 に関すること。
- 三 七 (略)

第十条 (略)

(義務教育課)

第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 小学校、中学校 (教育企画室の分掌に係るものを除く。)、義務教育学校及び中等教育学校 の設置及び廃止 に関すること。
- 二 小学校、中学校 (教育企画室の分掌に係るものを除く。)

及び義務教育学校 の学級編制及び教職員定数に 関すること。

三 四 (略)

五 小学校、中学校及び義務教育学校 (特別支援教育課の分掌に係るものを除く。)

六 (略)

七 小学校、中学校及び義務教育学校 (高校教育課及び特別支援教育課の分掌に係るものを除く。)

- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)

第八条の二 (略)

(福利課)

第九条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 児童手当及び子ども手当に関すること。
- 三 七 (略)

第十条 (略)

(義務教育課)

第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 小学校、中学校 (教育企画室の分掌に係るものを除く。)、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置及び廃止 に関すること。
- 二 小学校、中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。)

、義務教育学校及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数に 関すること。

三 四 (略)

五 小学校、中学校 (特別支援教育室の分掌に係るものを除く。)

六 (略)

七 小学校、中学校 (特別支援教育室及び高校教育課の分掌に係るものを除く。)

○ 手当の過誤払い返還請求権時効成立による文言の整理

○ 特別教育支援室の組織改編によるもの (以下同じ)

に關すること。  
八〇九 (略)

(高校教育課)

第十二条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇十三 (略)

(特別支援教育課)

第十三条 特別支援教育課の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 特別支援学校の設置及び廃止に關すること。
- 二 特別支援学校の学級編制及び教職員定数に關すること。
- 三 特別支援学校の管理運営に關すること。
- 四 特別支援教育に係る施策の企画及び推進に關すること。
- 五 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教育課程に關すること。
- 六 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導における教育課程についての指導及び助言に關すること。
- 七 特別支援学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に關すること。
- 八 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教科用図書その他の教材に關すること。
- 九 特別支援学校に關する教育団体の育成及び指導に關すること。

第十三条の二 (略)

(スポーツ健康課)

第十三条の三 スポーツ健康課の分掌事務は、次のとおりとする。

に關すること。  
八〇九 (略)

(特別支援教育室)

第十二条 特別支援教育室の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 特別支援学校の管理運営に關すること。
- 二 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教育課程に關すること。
- 三 特別支援学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に關すること。
- 四 小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級並びに特別支援学校の教科用図書その他の教材に關すること。
- 五 特別支援学校に關する教育団体の育成及び指導に關すること。
- 六 特別支援教育に係る施策の企画及び推進に關すること。

(高校教育課)

第十三条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇十三 (略)

第十三条の二 (略)

(スポーツ健康課)

第十三条の三 スポーツ健康課の分掌事務は、次のとおりとする。

<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 公益財団法人宮城県スポーツ協会</p> <p>(平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>十二 (略)</p>	<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 公益財団法人宮城県体育協会(昭和四十六年八月十三日に財団法人宮城県体育協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>、公益財団法人宮城県スポーツ振興財団(平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>十二 (略)</p>	<p>○両財団の合併に伴う名称変更によるもの</p>
<p>(生涯学習課)</p> <p>第十三条の四 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 (略)</p>	<p>(全国高校総体推進室)</p> <p>第十三条の四 全国高校総体推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>第十三条の五 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>(全国高校総合文化祭推進室)</p> <p>第十三条の六 全国高校総合文化祭推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>全国高等学校総合文化祭の開催に関すること。</p>	<p>○室の廃止によるもの</p> <p>○条の整理</p> <p>○室の廃止によるもの</p>
<p>(文化財課)</p> <p>第十三条の五 文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>第十四条〜第十五条 (略)</p> <p>(庶務担当課)</p> <p>第十五条の二 教育企画室の庶務は、総務課において処理する。</p>	<p>(文化財保護課)</p> <p>第十三条の七 文化財保護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>第十四条〜第十五条 (略)</p> <p>(庶務担当課)</p> <p>第十五条の二 教育企画室の庶務は、総務課において処理し、特別支援教育室の庶務は、義務教育課において処理し、全国高校総体</p>	<p>○課名の変更によるもの及び条の整理</p> <p>○特別支援教育室の組織改編、全国高校総体推進</p>

2 前項の規定により、総務課

が処理する庶務とは、次に掲げる事務（第八条から第十三条の五の規定による他課が分掌することとされている事務を除く。）をいう。

一五 (略)

3 総務課の課長

は、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、教育企画室の室長

に対し、当該室の事務処理状況等について報告を求めらるるべき。

第十六条〜第十九条の二 (略)

第三章 地方機関

第二十条 (略)

推進室の庶務は、スポーツ健康課において処理し、全国高校総合文化祭推進室の庶務は、生涯学習課において処理する。

2 前項の規定により、総務課、義務教育課、スポーツ健康課及び生涯学習課が処理する庶務とは、次に掲げる事務（第八条から第十三条の七の規定による他課が分掌することとされている事務を除く。）をいう。

一五 (略)

3 総務課の課長、義務教育課の課長、スポーツ健康課の課長又は生涯学習課の課長は、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、教育企画室の室長、特別支援教育室の室長、

全国高校総体推進室の室長又は全国高校総合文化祭推進室の室長に対し、当該室の事務処理状況等について報告を求めらるるべき。

第十六条〜第十九条の二 (略)

第三章 地方機関等

第二十条 (略)

(地域事務所)

第二十条の二 宮城県北部教育事務所及び宮城県東部教育事務所に、その事務の一部を分掌させるため地域事務所を設置する。

2 地域事務所の名称、位置及び所管区域は、それぞれ次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
宮城県北部教育事務所栗原	栗原市	栗原市

室及び全国高校総合文化祭推進室の廃止によるもの（以下同じ）

○地域事務所の廃止によるもの（以下同じ）

地域事務所		
宮城県東部教 育事務所登米 地域事務所	登米市	登米市

3 地域事務所の分掌事務は、前条第三項に掲げる事務のうち当該地域事務所の所管区域に関するものとする。

第二十一条 (略)

(班の設置等)

第二十二条 地方機関

に、当該地方機関の事務を分掌させるため、別に定めるところにより必要な班を置くことができる。

2 (略)

(職及び職務)

第二十三条 地方機関には、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

次長	所長	職	組織	職務
			地方機関	上司の命を受け、地方機関の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
			地方機関	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外 の者は、地方機関の一部の事務を整

第二十一条 (略)

(班の設置等)

第二十二条 地方機関及び地域事務所(以下「地方機関等」という。)

に、当該地方機関等の事務を分掌させるため、別に定めるところにより必要な班を置くことができる。

2 (略)

(職及び職務)

第二十三条 地方機関等には、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる組織に置き、その職務はそれぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

次長	所長	職	組織	職務
			地方機関等	上司の命を受け、地方機関等の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
			地方機関等	上司の命を受け、地方機関等の事務を整理し、地方機関等の長を補佐する。ただし、総括担当を命じられた者以外 の者は、地方機関等の一部の事務を整

理し、地方機関の長を補佐するものとする。

2 (略)

第二十四条 (略)

第二十四条の二 前二条に規定する職のほか、地方機関における専門的事項を処理させるため、必要と認めるときは、第十八条第一項の表の上欄に掲げる職(教育監、理事、参事、技術参事及び技術副参事を除く。)を置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

2 (略)

第二十五条 第十九条及び第十九条の二の規定は、地方機関について準用する。

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

(略)		名称	位置
		宮城県気仙沼高等学校	気仙沼市
		宮城県本吉響高等学校	

理し、地方機関等の長を補佐するものとする。

2 (略)

第二十四条 (略)

第二十四条の二 前二条に規定する職のほか、地方機関等における専門的事項を処理させるため、必要と認めるときは、第十八条第一項の表の上欄に掲げる職(教育監、理事、参事、技術参事及び技術副参事を除く。)を置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

2 (略)

第二十五条 第十九条及び第十九条の二の規定は、地方機関等について準用する。

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

(略)		名称	位置
		宮城県気仙沼高等学校	気仙沼市
		宮城県気仙沼西高等学校	
		宮城県本吉響高等学校	

○高等学校の統合・廃止によるもの



第二十七条 学校には、必要に応じその分校を設置する。  
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
宮城県立聴覚支援学校 小牛田校	遠田郡美里町
宮城県立小松島支援学校 松陵校	仙台市
宮城県立角田支援学校 白石校	白石市
(略)	

第二十七条の二(第三十一条の二) (略)

(総合教育センター)  
第三十一条の三 総合教育センター条例(平成二十四年宮城県条例第七十一号)により設置された総合教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (略)
- 2 総合教育センターに企画管理部及び教育推進部を置く。
  - 3 総合教育センターの各部の分掌事務は、次のとおりとする。  
企画管理部

(略)

第二十七条 学校には、必要に応じその分校を設置する。  
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
宮城県立聴覚支援学校 小牛田校	遠田郡美里町
宮城県立角田支援学校 白石校	白石市
(略)	

第二十七条の二(第三十一条の二) (略)

(総合教育センター)  
第三十一条の三 総合教育センター条例(平成二十四年宮城県条例第七十一号)により設置された総合教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (略)
- 2 総合教育センターに管理調整部、研究研修部及び教育支援部を置く。
  - 3 総合教育センターの各部の分掌事務は、次のとおりとする。  
管理調整部

○県立支援学校の分校設置によるもの

○組織体制の見直しによるもの(以下同じ)

名称	担任事務	主管課
----	------	-----

一 総合教育センター事業の総合的な企画及び調整に関すること  
二 総合教育センターの広報に関すること。  
三 事務職員、技術職員、司書その他の職員及び県費負担教職員（教育職員を除く。）の研修に関すること。  
四 庁舎の管理運営に係る総合調整に関すること。  
五 庁舎の維持管理に関すること。  
六 庶務に関すること。  
七 その他教育推進部の分掌に属さない事務に関すること。  
教育推進部  
一 教育職員の研修に関すること。  
二 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。  
三 教育相談に関すること。  
四 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること  
五 情報教育に係る生徒の実習に関すること。  
六 その他教育推進に必要な事業に関すること。

第三十二条〜第四十三条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第四十条関係)  
一 (略)  
二 条例によるもの

名称	担任事務	主管課
----	------	-----

一 総合教育センター事業の総合的な企画及び調整に関すること  
二 総合教育センターの広報に関すること。  
三 庁舎の管理運営に係る総合調整に関すること。  
四 庁舎の維持管理に関すること。  
五 庶務に関すること。  
六 その他他部の分掌に属さない事務に関すること。  
研究研修部  
一 教育職員の基本研究に関すること。  
二 教育行政、学校管理及び学校経営に係る研修に関すること。  
三 各教科、道徳及び特別活動等に係る研修に関すること。  
四 情報教育に係る研修に関すること。  
五 専門教育に係る研修に関すること。  
六 特別支援教育に係る研修に関すること。  
七 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。  
八 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること  
九 情報教育に係る生徒の実習に関すること。  
十 科学巡回指導に関すること。  
教育支援部  
一 教育相談に関すること。  
二 教育相談及び生徒指導に係る研修に関すること。

第三十二条〜第四十三条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第四十条関係)  
一 (略)  
二 条例によるもの

(略)	名称	宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）
	位置	仙台市
	指定管理者	宮城県スポーツ協会・ミズノグループ
	所管課	同

(略)	文化財保護審議会	(略)	(略)	就学支援審議会	(略)	(略)
	文化財課	文化財課		特別支援教育課		

別表第三

(略)	名称	宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）
	位置	仙台市
	指定管理者	宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ
	所管課	同

(略)	文化財保護審議会	(略)	(略)	障害児就学指導審議会	(略)	(略)
	文化財保護課	文化財保護課		特別支援教育室		

別表第三

○障害児就学指導審議会  
 条例の改正及び特別支援  
 教育室の組織改編による  
 もの

○課名の変更によるもの

○指定管理者名の変更に  
 よるもの（以下同じ）

(略)	宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）	宮城県郡利府町	宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラルスポーツグループ	同

(略)	宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）	宮城県郡利府町	宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ	同

# 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

## 1 改正の内容

### (1) 本庁関係課室の組織改編に伴う改正

特別支援教育室の体制強化による課への格上げ，全国高校総体推進室及び全国高校総合文化祭推進室の大会終了による廃止及び文化財保護課の業務内容に即した組織名への変更に伴い，関係規定を改正するもの。

【改正：第7条，第11条～第13条，第13条の4～第13条の7，第15条の2，別表第2関係】

### (2) 本庁関係課室の事務分掌の変更等に伴う改正

公益社団法人及び公益財団法人に関する事務の知事部局への移管及び本庁関係課室の組織改編に伴う事務分掌の整理並びに宮城県体育協会と宮城県スポーツ振興財団が合併し，合併後の名称が宮城県スポーツ協会となること等に伴い，関係規定を改正するもの。

【改正：第8条，第9条，第13条の3関係】

### (3) 地方機関等の組織改編に伴う改正

北部教育事務所及び東部教育事務所に設置している栗原地域事務所及び登米地域事務所について，業務を本所に集約し両地域事務所を廃止することに伴い，関係規定を改正するもの。

【改正：第20条の2，第22条，第23条，第24条の2，第25条関係】

### (4) 県立学校の廃止及び新設に伴う改正

平成30年3月31日をもって，気仙沼高等学校と気仙沼西高等学校が統合し，平成30年4月1日から新たに気仙沼高等学校が開校すること，また，小松島支援学校の分校として「松陵校」を旧仙台市立松陵小学校に設置することに伴い，関係規定を改正するもの。

【改正：第26条，第27条関係】

### (5) 総合教育センターの組織改編に伴う改正

総合教育センターへの人材育成に係る研修業務の一本化や県の教育政策に関するシンクタンクとしての役割を担う組織体制を整備することに伴い，関係規定を改正するもの。

【改正：第31条の3関係】

#### (6) 附属機関の名称変更に伴う改正

障害児就学指導審議会条例の一部改正により、名称が「障害児就学指導審議会」から「就学支援審議会」に改められること等に伴い、関係規定を改正するもの。

【改正：別表第2関係】

#### (7) 指定管理者の名称変更に伴う改正

指定管理者に管理を委託している県の施設のうち、「宮城県第二総合運動場」及び「宮城県総合運動公園」の指定管理者である「宮城県スポーツ振興財団」が「宮城県スポーツ協会」に名称変更することに伴い、関係規定を改正するもの。

【改正：別表第3関係】

## 2 施行日

平成30年4月1日

第4号議案

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める  
規則の一部改正について

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則（昭和51年宮城県教育委員会規則第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部を改正する規則

市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則

第二条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

第三条第一項及び第二項中「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



改正後	現行	備考
<p>市町村立 <u>学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則</u></p> <p>第一条 (略)</p> <p>(学校栄養職員の職の基準)</p> <p>第二条 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する学校栄養職員を置く市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含む。）に当該学校栄養職員の職として次の表の上欄に掲げる必要な職を置き、その職務は当該下欄に定めるとおりとするものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(事務職員の職の基準)</p> <p>第三条 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員を置く市町村立の <u>学校に、当該事務職員の職として次の表の上欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるとおりとするものとする。</u></p> <p>表 (略)</p> <p>2 前項に規定する職のほか、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員を置く市町村立の <u>学校に、当該事務職員の職として次の表の上欄に掲げる必要な職を置き、その職務は、当該下欄に定めるとおりとするものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(学校栄養職員の職の基準)</p> <p>第二条 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する学校栄養職員を置く市町村立の小学校及び中学校（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含む。）に当該学校栄養職員の職として次の表の上欄に掲げる必要な職を置き、その職務は当該下欄に定めるとおりとするものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(事務職員の職の基準)</p> <p>第三条 市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員を置く市町村立の小学校及び中学校に、当該事務職員の職として次の表の上欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるとおりとするものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 前項に規定する職のほか、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する事務職員を置く市町村立の小学校及び中学校に、当該事務職員の職として次の表の上欄に掲げる必要な職を置き、その職務は、当該下欄に定めるとおりとするものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○ 関上小中学校（義務教育学校）開校に伴う整理</p> <p>○ 関上小中学校（義務教育学校）開校に伴う整理</p> <p>○ 関上小中学校（義務教育学校）開校に伴う整理</p>

# 市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正の概要

## 1 改正の内容

### (1) 義務教育学校の設置に伴う題名の変更及び関係規定の改正

平成30年4月1日に義務教育学校である名取市立閑上小中学校が設置されることに伴い、題名の変更及び関係規定を改正するもの。

**【改正：第2条、第3条関係】**

### (2) 引用条項の整理

学校給食法（昭和29年法律第160号）の一部改正（平成21年4月1日施行）に伴い、共同調理場の規定を整理するもの。

**【改正：第2条関係】**

## 2 施行日

平成30年4月1日

第 5 号議案

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（昭和 3 0 年宮城県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
第二十七条第二項中「義務教育学校」の下に「、高等学校」を加え、「の前期課程」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

改正案	現行	備考
<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十六条まで（略）</p> <p>（教育課程編成の特例についての届出）</p> <p>第二十七条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において施行規則第三百三十一条第一項の規定により特別の教育課程を実施する場合の届出は、届出書（別記第三十七号様式）により、学年の初めから三十日以内になければならない。</p> <p>2 前項の規定は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校 において施行規則第三百三十八条又は同規則第四百十条の規定により特別の教育課程を実施する場合について準用する。</p> <p>第二十八条及び第二十九条（略）</p> <p>別記様式（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十六条まで（略）</p> <p>（教育課程編成の特例についての届出）</p> <p>第二十七条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において施行規則第三百三十一条第一項の規定により特別の教育課程を実施する場合の届出は、届出書（別記第三十七号様式）により、学年の初めから三十日以内になければならない。</p> <p>2 前項の規定は、小学校、中学校、義務教育学校 又は中等教育学校の前期課程において施行規則第三百三十八条又は同規則第四百十条の規定により特別の教育課程を実施する場合について準用する。</p> <p>第二十八条及び第二十九条（略）</p> <p>別記様式（略）</p>	<p>○通級指導が高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施可能になったことに伴う改正。</p>

## 学校教育法施行細則の一部改正の概要

### 1 改正理由

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第34号）の施行により、通級指導が高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施可能となったことから、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

第27条に規定する教育課程編成の特例についての届出について、高等学校及び中等教育学校の後期課程で通級指導を実施する場合においても届出を行うよう、同条第2項に「高等学校」を加え、中等教育学校の「前期課程」を削除するもの。

### 3 施行日

平成30年4月1日

第 6 号議案

第 6 号議案

宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について

宮城県総合教育センター管理規則（平成 25 年 3 月 26 日宮城県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 3 月 19 日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

## 宮城県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

宮城県総合教育センター管理規則（平成二十五年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
第二条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 事務職員、技術職員、司書、その他の職員及び県費負担教職員（教育職員を除く。）の階層別等の研修に関すること。

第二条に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げるもののほか、総合教育センターの目的を達成するために必要な事業

## 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



宮城県総合教育センター管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>第一条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第二条 総合教育センターにおいては、その目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一 事務職員、技術職員、司書、その他の職員及び県費負担教職員 (教育職員を除く。)の階層別等の研修に関すること。</p> <p>二 教育職員の基本研修に関すること。</p> <p>三 教育行政、学校管理及び学校経営に係る研修に関すること。</p> <p>四 各教科、道徳及び特別活動等に係る研修に関すること。</p> <p>五 情報教育に係る研修に関すること。</p> <p>六 特別支援教育に係る研修に関すること。</p> <p>七 教育相談及び生徒指導に係る研修に関すること。</p> <p>八 教育相談に関すること。</p> <p>九 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。</p> <p>十 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。</p> <p>十一 情報教育に係る生徒の実習に関すること。</p> <p>十二 科学巡回指導に関すること。</p> <p>十三 前各号に掲げるもののほか、総合教育センターの目的を達成するために必要な事業</p> <p>第三条から第四条まで 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第二条 総合教育センターにおいては、その目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一 教育職員の基本研修に関すること。</p> <p>二 教育行政、学校管理及び学校経営に係る研修に関すること。</p> <p>三 各教科、道徳及び特別活動等に係る研修に関すること。</p> <p>四 情報教育に係る研修に関すること。</p> <p>五 専門教育に係る研修に関すること。</p> <p>六 特別支援教育に係る研修に関すること。</p> <p>七 教育相談及び生徒指導に係る研修に関すること。</p> <p>八 教育相談に関すること。</p> <p>九 教育に関する調査研究、開発、普及及び啓発に関すること。</p> <p>十 教育に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。</p> <p>十一 情報教育に係る生徒の実習に関すること。</p> <p>十二 科学巡回指導に関すること。</p> <p>第三条から第四条まで 略</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>組織改編に伴い事業</p> <p>四に包含</p>

## 宮城県総合教育センター管理規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

組織改編に伴い、宮城県総合教育センターの事業において、追加・変更等が生じるため、必要な改正を行うもの。

### 2 改正内容

(1) 組織改編に伴い、宮城県総合教育センターにおいて、事務職員、技術職員、司書、その他の職員及び県費負担教職員（教育職員を除く。）の階層別等の研修を行うこととなったため、事業に加える。

(2) 専門教育に係る研修を各教科に係る研修に包含する等文言の整理を行う。

### 3 施行日

平成30年4月1日

第7号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償  
の支給規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和36年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び地域事務所」を削る。

第七条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条から第三条まで 略</p> <p>(旅費の計算の特例)</p> <p>第四条 条例第七条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 出発地、帰着地又は目的地が次に掲げる地域のいずれかに存する場合であつて、最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道(以下単に「新幹線鉄道」という。))を除く。以下同じ。)であり、かつ、当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅(以下単に「仙台駅」という。))が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長(本庁にあつては所属の課長(室長を含む。))、地方機関及び教育機関にあつては当該機関の長、市町村立学校にあつては当該学校を所管する教育事務所の長、<u>市町村立学校</u>の所長をいう。以下同じ。)が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</p> <p>イ 大崎以西等地域(宮城県大崎市(平成十八年三月三十日における旧志田郡松山町及び鹿島台町並びに旧遠田郡田尻町を除く。))、加美郡及び平成十七年三月三十一日における旧栗原郡高清水町の存する地域をいう。)</p> <p>ロ 栗原市内地域(宮城県栗原市(平成十七年三月三十一日における旧栗原郡高清水町及び瀬峰町を除く。))の存する地域をいう。)</p> <p>ハ 気仙沼市内地域(宮城県気仙沼市の存する地域をいう。)</p>	<p>第一条から第三条まで 略</p> <p>(旅費の計算の特例)</p> <p>第四条 条例第七条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 出発地、帰着地又は目的地が次に掲げる地域のいずれかに存する場合であつて、最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道(以下単に「新幹線鉄道」という。))を除く。以下同じ。)であり、かつ、当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅(以下単に「仙台駅」という。))が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長(本庁にあつては所属の課長(室長を含む。))、地方機関及び教育機関にあつては当該機関の長、市町村立学校にあつては当該学校を所管する教育事務所及び<u>地域事務所</u>の所長をいう。以下同じ。)が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</p> <p>イ 大崎以西等地域(宮城県大崎市(平成十八年三月三十日における旧志田郡松山町及び鹿島台町並びに旧遠田郡田尻町を除く。))、加美郡及び平成十七年三月三十一日における旧栗原郡高清水町の存する地域をいう。)</p> <p>ロ 栗原市内地域(宮城県栗原市(平成十七年三月三十一日における旧栗原郡高清水町及び瀬峰町を除く。))の存する地域をいう。)</p> <p>ハ 気仙沼市内地域(宮城県気仙沼市の存する地域をいう。)</p>	<p>組織改編により地域事務所を削除するもの</p>

<p>二 略 三 略 2 略</p>	<p>第五条から第六条まで 略</p>	<p>(旅行雑費) 第七条 条例第二十条第二項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。 一 略 二 略 2 略</p>	<p>第八条から 略</p>
<p>二 略 三 略 2 略</p>	<p>第五条から第六条まで 略</p>	<p>(旅行雑費) 第七条 条例第二十条第三項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。 一 略 二 略 2 略</p>	<p>第八条から 略</p>
<p>項ずれによる</p>			

## 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の 支給規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）が平成29年11月宮城県議会において一部改正（平成30年4月1日施行）されたことから、当該条例を引用している条文に項ずれが生じることから、所要の改正を行うもの。また、宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）上、宮城県北部教育事務所栗原地域事務所及び宮城県東部教育事務所登米地域事務所が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

第4条第1項第1号中「及び地域事務所」を削り、第7条第1項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

### 3 施行日

平成30年4月1日

第8号議案

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁



校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

「 大河原教育管内      □ 仙台教育管内      □ 北部教育管内大崎地区

様式第八号中      □ 北部教育管内栗原地区      □ 東部教育管内登米地区      を

□ 東部教育管内石巻地区      □ 気仙沼教育管内      」

「 大河原教育事務所管内      □ 仙台教育事務所管内

□ 北部教育事務所管内      □ 東部教育事務所管内      に改める。

□ 気仙沼教育事務所管内      」

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後

第一条～第五条  
様式第1号～様式第7号  
(略)

様式第8号 再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日			
所属・職名						
氏名	姓	名	印			
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 年 月 日 生 歳)			
職員番号						
現住所	(〒 )		電話番号			
退職後の住所	(〒 )		電話番号			
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校					
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限				
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
所有資格等						
勤務年数	小学校	年 月	中学校	年 月	義務教育学校	年 月
	高等学校	年 月	中等教育学校	年 月	特別支援学校	年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週16時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週16時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい。					
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 北部教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 東部教育事務所管内 <input type="checkbox"/> 気仙沼教育事務所管内				
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区				
その他特記事項						

【記入上の注意事項】  
 (1) 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。  
 (2) 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。  
 (3) 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。  
 (4) 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。  
 (5) 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

改正前

第一条～第五条  
様式第1号～様式第7号  
(略)

様式第8号 再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日			
所属・職名						
氏名	姓	名	印			
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 年 月 日 生 歳)			
職員番号						
現住所	(〒 )		電話番号			
退職後の住所	(〒 )		電話番号			
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校					
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限				
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
所有資格等						
勤務年数	小学校	年 月	中学校	年 月	義務教育学校	年 月
	高等学校	年 月	中等教育学校	年 月	特別支援学校	年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週16時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週16時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい。					
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 気仙沼教育管内				
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区				
その他特記事項						

【記入上の注意事項】  
 (1) 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。  
 (2) 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。  
 (3) 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。  
 (4) 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。  
 (5) 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

地域事務所の  
廃止等に伴う様  
式の一部改正

備考

## 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）上、宮城県北部教育事務所栗原地域事務所及び宮城県東部教育事務所登米地域事務所が廃止されることに伴い、必要な改正を行うもの。

### 2 改正内容

様式第8号中「北部教育管内栗原地区」及び「東部教育管内登米地区」を削り、同様式中「教育管内」を「教育事務所管内」に改める。

### 3 施行日

平成30年4月1日

組織改編等に伴う教育委員会規則改正について

教育委員会平成30年4月1日付け組織改編及び事務分掌の改正等に伴い、下記のとおり教育委員会規則の改正が必要となる。

	規則名	改正内容
第3号議案	宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について	教育委員会の本庁等の組織再編及び県立学校の新設に伴い、改正するもの。 (1) 本庁関係課室の組織再編に伴う改正 (2) 本庁関係課室の事務分掌の変更等に伴う改正 (3) 地方機関等の組織再編に伴う改正 (4) 県立学校の廃止及び新設に伴う改正 (5) 総合教育センターの組織再編に伴う改正 (6) 附属機関の名称変更に伴う改正 (7) 指定管理者の名称変更に伴う改正
第4号議案	市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則の一部改正について	平成30年4月1日に義務教育学校である名取市立閑上小中学校が設置されることに伴い、題名の変更及び関係規定を改正するもの。
第5号議案	学校教育法施行細則の一部改正について	学校教育法施行細則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第34号）の施行により、通級指導が高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施可能となったことから、所要の改正を行うもの。
第6号議案	宮城県総合教育センター管理規則の一部改正について	組織改編に伴う宮城県総合教育センターの事業の改正を行うもの。
第7号議案	宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について	北部教育事務所栗原地域事務所及び東部教育事務所登米地域事務所の廃止に伴う改正を行うもの。
第8号議案	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について	北部教育事務所栗原地域事務所及び東部教育事務所登米地域事務所の廃止に伴い様式の標記の改正を行うもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

第10号議案

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の策定について

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画を別紙のとおり策定する。

平成30年3月19日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

## 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の策定について

### 1 策定の趣旨

県教育委員会では、平成22年2月に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画（計画期間：平成22～28年度）」に基づき、ハード・ソフト両面から、県立特別支援学校の環境整備を推進してきたところであるが、今後も障害のある児童生徒数が増加することが見込まれることから、社会環境の変化も踏まえつつ、「宮城県特別支援教育将来構想」に基づき「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」を定め、県立特別支援学校の教育環境の向上を図るもの。

### 2 計画期間

平成29年度から平成36年度まで（8か年）

### 3 整備計画の全体構成

- (1) 県立特別支援学校の現状と課題
- (2) 整備方針
- (3) 教育環境整備計画

### 4 教育環境整備計画の概要

#### 【教育環境整備（ハード面）の諸対策】

- ① 小松島支援学校松陵校の設置
- ② 西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置
- ③ 名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置
- ④ 古川支援学校のプレハブ校舎の増改築
- ⑤ 視覚支援学校の改築
- ⑥ 特別支援学校の新設（仙台市太白区秋保地区）
- ⑦ 余裕教室等の活用

#### 【教育環境整備（ソフト面）の諸対策】

- ⑧ 学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し
- ⑨ 医療的ケア実施体制の充実
- ⑩ 特別支援学校のセンター的機能の強化
- ⑪ 複数の障害種による併置化、学科の再編

第 1 1 号議案

宮城県いじめ防止基本方針の改定について

宮城県いじめ防止基本方針を別紙のとおり改定する。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

## 宮城県いじめ防止基本方針の改定について

### 1 改定理由

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日に改定されたことに伴い、国の方針との整合性を図るとともに、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」から示された意見等を踏まえ、「宮城県いじめ防止基本方針」の改定を行うもの。

### 2 主な改定内容

- (1) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を反映
- イ いじめの定義，学校及び学校の設置者が実施すべき施策の明確化
    - けんか等の扱い及びいじめ解消の定義の明確化
    - 学校基本方針に基づいた組織としての一貫した対応の徹底
    - いじめに係る相談体制の整備
  - ロ いじめへの対処，重大事態への対応の具体化
    - アンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法
    - 被害者児童生徒への支援及びいじめによる後遺症へのケア
    - 児童生徒や保護者からの申立てへの対応やいじめ重大事態の調査を行うための組織の委員の確保
  - ハ いじめの未然防止，いじめの早期発見に係る取組の推進
    - 学校いじめ対策組織の存在及び活動の周知
    - 未然防止のための実践的な取組の実施
    - インターネット上のいじめが及ぼす人権侵害の理解及び情報モラル習得の徹底
- (2) 宮城県いじめ防止対策調査委員会の意見等を反映
- イ 学校と保護者や地域との連携の明確化
  - ロ 教職員間での意思疎通等，学校全体で情報共有を図ることの重要性を改めて明記
  - ハ 「宮城県が行う施策」について，施策内容の明確化
  - ニ その他，県，県教育委員会，学校それぞれの役割がより明確となるような項立てや文言の整理



**第２期宮城県教育振興基本計画  
第１次アクションプラン【平成３０年度版】（案）について**

## 1 策定の趣旨

- ・ 第２期宮城県教育振興基本計画（以下「第２期計画」という。）に基づいて実施する具体的な事業の内容や期間，それらの実施により達成を目指す成果の数値目標等を示すため，平成２９年３月に第１次アクションプラン（計画期間：平成２９年度～平成３２年度）を策定した。
- ・ 第１次アクションプランについては，P D C Aサイクルによる進行管理を行うため，毎年度改定することとしており，今年度実施された政策評価・施策評価や第２期計画の点検及び評価を踏まえ，平成３０年度の新たな事業などを反映した第１次アクションプラン【平成３０年度版】を策定するもの。

## 2 アクションプランの内容

- ・ 第２期計画における取組の方向性に基づき，４年間の「主な取組内容」及び年度ごとの「目標値」を掲載するとともに，取組の年次計画や対象となる発達段階を示す「取組の工程表」を掲載
- ・ 基本方向ごとに，「主な事業の一覧表」を掲載するほか，平成３０年度に特に注力する事業については，それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載

## 3 アクションプラン掲載事業

- (1) 掲載事業数 323事業（うち平成30年度新規事業 10事業）
- ※ 再掲事業及び平成29年度終了事業を除く
  - ※ 平成29年度（計画初年度）掲載事業数 326事業

### <参考>

- ・「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」掲載事業 166事業  
（内訳）
    - ① 宮城の将来ビジョン推進事業 133事業
    - ② 宮城県震災復興推進事業 90事業
    - ③ 共通事業（①かつ②） 57事業
  - ・「第1次アクションプラン」のみ掲載事業 157事業
- (2) 平成30年度当初予算額 51,071,530千円（再掲事業除く）
- ※ 平成29年度当初予算額 73,936,908千円（再掲事業除く）  
（前年度比較：▲22,865,378千円）

第1次アクションプラン【平成30年度版】(案)新規事業一覧(10事業)

<凡例>  
 ◎ : 宮城の将来ビジョン推進事業  
 [震災] : 宮城県震災復興推進事業  
 (地創) : 宮城県地方創生推進事業  
 ☆ : 平成30年度 特に注力する事業

掲載箇所	区分	事業名	事業概要	H29	H30	H31	H32	H30当初 予算額 (千円)	担当課室
<b>基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成</b>									
③ P. 14	◎ [震災] ☆	魅力ある学校づくり推進事業 <b>新規</b>	授業づくりや集団づくりによる不登校等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの調査研究を行い、その研究手法を域内に普及・啓発する。 <平成30年度の主な取組> ・1中学校区を指定 ・アンケートを基にした年3回のPDCAサイクルによる調査研究を実施 ・「小・中連絡協議会」「魅力ある学校づくり調査研究委員会」の開催					1,078	義務教育課
<b>基本方向2 健やかな体の育成</b>									
① P. 22	◎ [震災]	部活動指導員配置促進事業 <b>新規</b>	平成29年4月に中学校、高等学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」が学校教育法施行規則に新たに規定されたことを踏まえ、文部科学省の事業を活用しながら、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。 <平成30年度の主な取組> ・部活動指導員の配置					4,608	スポーツ健康課
<b>基本方向3 確かな学力の育成</b>									
③ P. 35	◎ ☆	県立学校ICT機器整備推進事業 【教育の情報化推進事業】 <b>新規</b>	教職員がICTを活用して授業を行う環境を早期に整備するため、各県立学校が授業で使用する教室にプロジェクタ等の整備と、学校規模に応じた指導者用タブレットPCの整備を4か年(H30~H33)で行う。 <平成30年度の主な取組> ・プロジェクタ等整備(全ての普通教室+特別教室の一部) ・指導者用タブレットPC整備(プロジェクタと同程度)					250,000	教育企画室
<b>基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進</b>									
①② P. 47	◎ [震災]	宮城県特別支援学校文化祭事業 <b>新規</b>	宮城県内の特別支援学校高等部及び高等学園の生徒の日頃の学習成果を発表し、広く県民に紹介する。					2,500	特別支援教育課
<b>基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成</b>									
③ P. 57	◎ (地創) ☆	みやぎグローバル人材育成事業 【グローバル人材育成プロジェクト事業】 <b>新規</b>	国際的視野に立って協働的に行動しながら未来を創造し、グローバルに活躍することができる人材の育成を目指し、県立高校において国際バカロレア・ディプロマプログラムの認定に向けた取組を推進する。 <平成30年度の主な取組> ・ワークショップへの参加 ・候補校申請手続きの推進 ・国際バカロレアの調査研究					23,500	高校教育課
③ P. 57	◎ (地創)	高大連携推進事業 <b>新規</b>	農業高校と農業大学の連携した農業教育の取組を強化するとともに、最先端農業技術の理解やオペレーション技術の習得等を進め、即戦力となる農業技術力を備えた人材の育成を図る。 <平成30年度の主な取組> ・GAP教育の導入 ・最先端技術の教育効果検証					1,500	農業振興課
③ P. 57	◎ (地創)	「みやぎの里山」ビジネス推進事業 <b>新規</b>	県内高校生を対象に、現場訪問等の就業ガイダンスの開催等を通じて、林業への関心を高めるとともに、就職の選択肢の一つとしてもらい、林業への新規就業と定着率向上を目指す。 <平成30年度の主な取組> ・林業就業ガイダンスの開催 ・高校生向けインターンシップの開催支援					2,800	林業振興課
③ P. 58	◎ [震災]	水産業人材確保支援事業 <b>新規</b>	水産加工業に対するイメージや認知度を向上させるため、職場環境の見学会等を開催し、就業先として魅力ある水産加工業のPRを行い、人材の確保を図る。 <平成30年度の主な取組> ・水産加工業従業員、漁業就業者用宿舎の整備 ・水産加工業の認知度向上を図るため、高校生及び保護者を対象に職場見学会・説明会を開催 ・web活用による情報発信					285,827	水産業振興課
<b>基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり</b>									
⑤ P. 77	◎ [震災]	小規模防災機能強化補助事業 【安全安心な学校施設整備事業】 <b>新規</b>	みやぎ発展税を活用し、市町村が行う小中学校施設の防災対策事業のうち、国庫補助の対象とならない少額のものについて支援し、安全安心な学校施設の整備を推進する。 <平成30年度の主な取組> ・市町村が行う防災機能強化事業「建築非構造部材の耐震対策工事」への支援					30,000	施設整備課
<b>基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり</b>									
② P. 86	◎ [震災] (地創)	子ども・若者支援体制強化事業 <b>新規</b>	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を効果的かつ円滑に実施するため、各支援機関のネットワークづくりの構築、強化を図るとともに、石巻圏域においてワンストップの相談窓口をモデル的に設置し、相談体制や訪問支援等による支援の充実を図る。 <平成30年度の主な取組> ・宮城県子ども・若者支援地域協議会の運営 ・石巻圏域子ども・若者支援地域協議会の運営 ・子ども・若者総合相談センターを石巻圏域にモデル的に設置					9,000	共同参画社会推進課

## 第2期宮城県教育振興基本計画「目標指標等」一覧

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
1	豊かな人間性と社会性の育成	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値 実績値	85.6% (H28年度)	88.5% 86.0%	90.0%	義務教育課
		「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値 実績値	71.2% (H28年度)	73.5% 71.8%	75.0%	義務教育課
		「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値 実績値	92.7% (H28年度)	92.8% 91.1%	95.0%	義務教育課
		「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値 実績値	91.8% (H28年度)	93.6% 91.3%	95.0%	義務教育課
		体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合(%)	目標値 実績値	86.3% (H27年度)	87.9%	90.0%	義務教育課
		不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%)	目標値 実績値	0.47% (H27年度)	0.37%	0.30%	義務教育課
		不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%)	目標値 実績値	3.53% (H27年度)	3.23%	3.00%	義務教育課
		不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)(%)	目標値 実績値	2.40% (H27年度)	1.30%	1.30%	高校教育課
		不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%)	目標値 実績値	29.2% (H27年度)	35.5%	40.0%	義務教育課
		「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(小学校)(%)	目標値 実績値	89.3% (H28年度)	100%	100%	義務教育課
		「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(中学校)(%)	目標値 実績値	12.4% (H28年度)	100%	100%	義務教育課

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
2	健やかな体の育成	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生(男))(ポイント)	目標値 実績値	-0.86 <sup>ポ</sup> (H28年度)	0.1 <sup>ポ</sup> -0.63 <sup>ポ</sup>	0.1 <sup>ポ</sup>	スポーツ健康課
		児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生(女))(ポイント)	目標値 実績値	-0.53 <sup>ポ</sup> (H28年度)	0.1 <sup>ポ</sup> -0.80 <sup>ポ</sup>	0.1 <sup>ポ</sup>	スポーツ健康課
		児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生(男))(ポイント)	目標値 実績値	-0.05 <sup>ポ</sup> (H28年度)	0.1 <sup>ポ</sup> -0.10 <sup>ポ</sup>	0.1 <sup>ポ</sup>	スポーツ健康課
		児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生(女))(ポイント)	目標値 実績値	-1.55 <sup>ポ</sup> (H28年度)	0.1 <sup>ポ</sup> -1.10 <sup>ポ</sup>	0.1 <sup>ポ</sup>	スポーツ健康課
		学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合(%)	目標値 実績値	26.8% (H27年度)	34.0%	40.0%	農産環境課

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
3	確かな学力の育成	「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値 実績値	80.0% (H28年度)	81.6% 81.1%	83.0%	義務教育課
		「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値 実績値	71.6% (H28年度)	74.5% 71.5%	76.0%	義務教育課
		「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%)	目標値 実績値	50.1% (H28年度)	51.0% 50.9%	54.0%	高校教育課
		全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント)	目標値 実績値	-5 <sup>ポ</sup> (H28年度)	0 <sup>ポ</sup> 以上 -7 <sup>ポ</sup>	0 <sup>ポ</sup> 以上	義務教育課
		全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント)	目標値 実績値	0 <sup>ポ</sup> (H28年度)	0 <sup>ポ</sup> 以上 -2 <sup>ポ</sup>	0 <sup>ポ</sup> 以上	義務教育課
		児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%)	目標値 実績値	90.7% (H28年度)	91.0% 90.6%	93.0%	義務教育課
		児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%)	目標値 実績値	66.2% (H28年度)	67.8% 67.9%	69.0%	義務教育課
		児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%)	目標値 実績値	13.3% (H28年度)	16.0% 13.7%	20.0%	高校教育課
		「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%)	目標値 実績値	4.8% (H28年度)	4.1% 4.9%	2.0%	教育企画室 義務教育課
		「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%)	目標値 実績値	8.1% (H29年度)	—	5.0%	教育企画室 義務教育課
		「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%)	目標値 実績値	27.1% (H28年度)	24.5% 29.7%	20.0%	教育企画室 高校教育課
		英検相当級を取得している生徒の割合(中学3年生(3級程度以上))	目標値 実績値	32.0% (H27年度)	50.0%	55.0%	義務教育課
		英検相当級を取得している生徒の割合(高校3年生(準2級程度以上))	目標値 実績値	30.4% (H27年度)	50.0%	55.0%	高校教育課
		県立学校での一斉学習における「MIYAGI Style」の実施校数(校)	目標値 実績値	11校 (H27年度)	20校	50校	17校 教育企画室

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
4	幼児教育の充実	平日、子供と触れ合う時間(食事と入浴を除く)について、1時間以上と答えた保護者の割合(%)	目標値 実績値	88.8% (H28年度)	90%以上 89.9%	90%以上	教育企画室
		小学校との連携内容で「就学前又は就学後のカリキュラム作成」と答えた幼稚園、保育所等の割合(%)	目標値 実績値	13.0% (H28年度)	25.0% 16.2%	55.0%	教育企画室 義務教育課
		県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数(悉皆研修を除く)(人)	目標値 実績値	1,773人 (H27年度)	2,200人 2,054人	2,700人	子育て支援課, 教育企画室, 教職員課, 義務教育課

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
5	多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別的教育支援計画)(特別支援学級)(%)	目標値 実績値	74.1% (H28年度)	80.0% 72.8%	95.0%	特別支援教育課
		小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別的教育支援計画)(通級指導教室)(%)	目標値 実績値	63.6% (H28年度)	71.0% 73.9%	92.0%	特別支援教育課
		小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の指導計画)(特別支援学級)(%)	目標値 実績値	77.7% (H28年度)	82.0% 80.8%	95.0%	特別支援教育課
		小学校から中学校に、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合(個別の指導計画)(通級指導教室)(%)	目標値 実績値	63.6% (H28年度)	71.0% 82.6%	92.0%	特別支援教育課
		特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数(人)	目標値 実績値	361人 (H27年度)	410人 367人	470人	特別支援教育課
		特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%)	目標値 実績値	30.5% (H27年度)	36.0% 31.0%	36.0%	特別支援教育課

第2期宮城県教育振興基本計画「目標指標等」一覧

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
6	郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成	「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合（小学6年生）（%）	目標値 実績値	76.0% (H28年度) 72.3%	76.4% 72.4%	78.0%	義務教育課
		「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合（中学3年生）（%）	目標値 実績値	44.8% (H28年度) 44.6%	47.0% 44.6%	48.0%	義務教育課
		「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合（小学6年生）（%）	目標値 実績値	35.4% (H28年度) 58.8%	37.0% 58.8%	40.0%	義務教育課
		「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合（中学3年生）（%）	目標値 実績値	45.8% (H28年度) 49.0%	47.0% 49.0%	50.0%	義務教育課
		ボランティア活動を実施している公立高等学校の割合（%）	目標値 実績値	92.4% (H27年度) 95.5%	95.5%	100%	高校教育課
		大学等への現役進学達成率の全国平均値との乖離（ポイント）	目標値 実績値	1.1 <sup>※</sup> ポイント (H27年度) 1.2 <sup>※</sup> ポイント	1.2 <sup>※</sup> ポイント	1.5 <sup>※</sup> ポイント	高校教育課
		新規高卒者の就職決定率の全国平均値との乖離（ポイント）	目標値 実績値	1.3 <sup>※</sup> ポイント (H27年度) 0.5 <sup>※</sup> ポイント	0.5 <sup>※</sup> ポイント	0.5 <sup>※</sup> ポイント	高校教育課
		県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合（%）	目標値 実績値	81.9% (H28年度) 81.7%	82.5% 81.7%	84.0%	高校教育課
		職場体験に取り組む中学校の割合（%）	目標値 実績値	97.8% (H27年度) 98.4%	98.4% 98.4%	99.0%	義務教育課
		公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率（%）	目標値 実績値	66.7% (H27年度) 66.7%	70.0% 66.7%	80.0%	高校教育課

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
7	命を守る力と共に支え合う心の育成	地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合（%）	目標値 実績値	49.3% (H27年度) 89.0%	80.0% 89.0%	100%	スポーツ健康課
		地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合（%）	目標値 実績値	70.0% (H27年度) 80.3%	80.0% 80.3%	100%	スポーツ健康課

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
8	安心して楽しく学べる教育環境づくり	「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合（小学6年生）（%）	目標値 実績値	87.0% (H28年度) 86.9%	88.0% 86.9%	91.0%	義務教育課
		「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合（中学3年生）（%）	目標値 実績値	80.3% (H28年度) 79.3%	81.0% 79.3%	84.0%	義務教育課
		保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校（小・中）の割合（小学校）（%）	目標値 実績値	76.0% (H28年度) 77.2%	80.0% 77.2%	83.0%	義務教育課
		保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校（小・中）の割合（中学校）（%）	目標値 実績値	54.0% (H28年度) 51.1%	54.0% 51.1%	60.0%	義務教育課
		学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合（%）	目標値 実績値	68.0% (H26年度) 68.0%	80.0% 68.0%	90.0%	高校教育課
		学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合（%）	目標値 実績値	87.2% (H27年度) 87.2%	90.0% 87.2%	100%	高校教育課

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
9	家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり	朝食を欠食する児童の割合（小学6年生）（%）	目標値 実績値	3.8% (H28年度) 4.1%	3.0% 4.1%	3.0%	教育企画室
		平日、午後10時より前に就寝する児童の割合（小学5年生）（%）	目標値 実績値	55.2% (H28年度) 49.3%	60.0% 49.3%	60.0%	教育企画室
		平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合（小学5年生）（%）	目標値 実績値	46.2% (H28年度) 61.6%	60.0% 61.6%	60.0%	教育企画室
		「市町村家庭教育支援チーム」を設置する市町村数（市町村）	目標値 実績値	17市町村 (H27年度) 20市町村	22市町村 20市町村	35市町村	生涯学習課
		地域学校協働本部を設置する市町村数（市町村）	目標値 実績値	0市町村 (H27年度) 9市町村	9市町村 35市町村	35市町村	生涯学習課
		「みやぎ教育応援団」の活用件数（件）	目標値 実績値	2,254件 (H27年度) 2,460件	2,460件 2,460件	2,760件	生涯学習課

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向	基本方向名	目標指標等	区分	当初	H29年度	H32年度	担当課室
10	生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	みやぎ県民大学講座における受講率（%）	目標値 実績値	66.8% (H27年度) 72.0%	72.0% 72.0%	80.0%	生涯学習課
		市町村社会教育講座の参加者数（人口千人当たり）（人）	目標値 実績値	728人 (H27年度) 742人	742人 742人	764人	生涯学習課
		みやぎ県民文化創造の祭典参加者数（参加者数）（千人）	目標値 実績値	1,016千人 (H27年度) 1,050千人	1,050千人 1,050千人	1,080千人	消費生活・文化課
		みやぎ県民文化創造の祭典参加者数（うち出品者・出演者等の数）（千人）	目標値 実績値	20.6千人 (H27年度) 24.2千人	24.2千人 24.2千人	24.8千人	消費生活・文化課
		総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率（%）	目標値 実績値	62.9% (H27年度) 71.4%	77.1% 71.4%	91.4%	スポーツ健康課

## 「みやぎの先人集第２集『未来への架け橋』」について

## １ 目 的

児童生徒に、国及びふるさと宮城の発展等に尽くした先人の活躍等に触れさせ、その考え方や生き方を学びながら、社会人としてよりよい生き方を主体的に求めていくよう促すとともに、本県の道德教育の充実、志教育の一層の推進に資する。

## ２ 作成に当たって

- (１) 児童生徒の生き方や考え方のモデルとなる本県にゆかりのある先人を取り上げ、志教育の普及・啓発の一助となるよう教育資料を作成した。
- (２) 「みやぎの先人集『未来への架け橋』第１集」では、江戸から明治時代の先人を取り上げたことを受け、今回は大正から昭和時代の先人３０人を取り上げ、教育資料としての充実を図った。先人については、業績、分野や性別等を考慮した。
- (３) 活用対象を小学校高学年から中学校第１学年とした。道德の時間の資料としての活用が図れるよう、道德的価値を含むエピソードを中心に取り上げた内容構成とし、感動をもって先人の生き方を受け入れることができるよう工夫して作成した。
- (４) 作成に当たっては、作成委員会を組織するとともに、有識者に監修を依頼した。

## ３ 作成部数と配布先

- (１) 作成部数 ６０，０００部

## (２) 配布先と配布数

配 布 先	配布予定数（部）
県内公立小・中学校（仙台市，県立中含む） 小学校 ５，６年生児童数＋２０部 中学校 ４０部＋５部	４８，０００
県内高等学校（特別支援学校）， 国立・私立学校等	１０，０００
市町村教育委員会，教育事務所， その他県有施設等	１，０００
各種教育団体，作成協力者， 県教育委員会関係活用	１，０００

## 平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る 前期選抜及び後期選抜等の合格状況について

### 1 入学者選抜を実施した公立高等学校数・学科（コース・部を含む）数

- (1) 全日制課程：県立65校，市立4校 計69校 135学科  
 (2) 定時制課程：県立11校，市立2校 計13校 21学科  
 合計74校 156学科

※全日制課程と定時制課程の設置校は8校

### 2 総括

		全日制課程			定時制課程		
		H30	H29	増減	H30	H29	増減
中学校卒業予定者数 ※1		21,008	21,590	▲ 582			
募集定員		14,560	14,720	▲ 160	1,000	1,000	0
前期選抜	募集人数	4,814	4,846	▲ 32	296	296	0
	受験者	8,126	7,943	183	214	196	18
	受験倍率	1.69	1.64	0.05	0.72	0.66	0.06
	合格者	4,594	4,575	19	147	143	4
社会人 特別選抜	募集人数 ※2				若干名	若干名	0
	出願者				1	0	1
	合格者				1	0	1
連携型選抜	募集人数	92	106	▲ 14			
	出願者	55	57	▲ 2			
	合格者	52	51	1			
併設型中学校からの入学予定者数		200	202	▲ 2			
後期選抜	募集人数	9,718	9,892	▲ 174	853	857	▲ 4
	出願者	11,203	11,912	▲ 709	252	273	▲ 21
	特例措置による出願者	0	1	▲ 1	0	0	0
	出願倍率	1.15	1.20	▲ 0.05	0.30	0.32	▲ 0.02
	欠席者	162	161	1	7	4	3
	受験者	11,041	11,752	▲ 711	245	269	▲ 24
	受験倍率	1.14	1.19	▲ 0.05	0.29	0.31	▲ 0.02
	合格者	8,861	9,185	▲ 324	209	226	▲ 17

※1 中学校卒業予定者数は、H30は平成29年5月1日現在，H29は平成28年5月1日現在の数字である。

※2 前期選抜募集人数の内数である。

(参考) 連携型選抜実施校：志津川高校

併設型中学校：仙台二華中学校，古川黎明中学校

### 3 各学校・学科別の前期選抜合格状況

#### (1) 全日制課程

学校名	学科・コース	平成30年度 募集定員	前期選抜 募集人数	前期選抜 受験者数				前期選抜 合格者数			後期選抜 募集人数
				男	女	計	受験倍率	男	女	計	
1 白石	普通科	240	72	34	55	89	1.24	25	47	72	168
	看護科 ●	40	12	0	17	17	1.42	0	12	12	28
2 蔵王	普通科	80	24	13	10	23	0.96	11	9	20	60
3 白石工	機械科 ◎	80	32	63	1	64	2.00	31	1	32	48
	電気科 ◎	40	16	19	0	19	1.19	16	0	16	24
	工業化学科 ◎	40	16	17	14	31	1.94	8	8	16	24
	建築科 ◎	40	16	25	15	40	2.50	5	11	16	24
	設備工業科 ◎	40	16	23	0	23	1.44	16	0	16	24
4 村田	総合学科	120	48	8	12	20	0.42	8	12	20	100
5 柴田農林 川崎	食農科学科・動物科学科◎★	80	32	38	38	76	2.38	7	25	32	48
	森林環境科・園芸工学科◎★	80	32	43	19	62	1.94	18	14	32	48
	普通科	40	12	2	9	11	0.92	2	9	11	29
6 大河原商	流通マネジメント科◎	80	32	3	37	40	1.25	2	30	32	48
	情報システム科 ◎	80	32	27	26	53	1.66	13	19	32	48
	OA会計科 ◎	40	16	0	24	24	1.50	0	16	16	24
7 柴田	普通科	120	36	10	21	31	0.86	10	21	31	89
	体育科 ●	40	28	54	6	60	2.14	24	4	28	12
刈田柴田 地区計		1,280	472	379	304	683	1.45	196	238	434	846
8 角田	普通科	160	48	18	39	57	1.19	14	34	48	112
9 伊具	総合学科	120	36	11	15	26	0.72	11	15	26	94
伊具 地区計		280	84	29	54	83	0.99	25	49	74	206
南部 地区合計		1,560	556	408	358	766	1.38	221	287	508	1,052
10 名取	普通科	240	72	27	83	110	1.53	14	58	72	168
	家政科 ●	40	16	0	18	18	1.13	0	16	16	24
11 名取北	普通科	280	84	38	99	137	1.63	22	62	84	196
12 亘理	普通科・普通コース ◎	40	16	8	6	14	0.88	8	6	14	26
	普通科・園芸コース ◎	40	16	1	2	3	0.19	1	2	3	37
	食品化学科 ◎	40	16	3	4	7	0.44	3	4	7	33
	商業科 ◎	40	16	2	2	4	0.25	2	2	4	36
	家政科 ◎	40	16	0	12	12	0.75	0	12	12	28
13 宮城農	農業科・園芸科 ◎★	120	48	63	83	146	3.04	10	38	48	72
	農業機械科 ◎	40	16	43	1	44	2.75	15	1	16	24
	食品化学科 ◎	40	16	33	37	70	4.38	4	12	16	24
	生活科 ◎	40	16	7	35	42	2.63	3	13	16	24
亘理名取 地区計		1,000	348	225	382	607	1.74	82	226	308	692
14 仙台一	普通科	320	64	261	192	453	7.08	29	36	65	256
15 仙台二華	普通科 ■	240	40	24	88	112	2.80	7	34	41	95
16 仙台三桜	普通科	280	84	3	95	98	1.17	2	82	84	196
17 仙台向山	普通科 ◎	160	48	48	57	105	2.19	18	30	48	112
	理数科 ◎	40	16	8	7	15	0.94	8	7	15	25
18 仙台南	普通科	280	84	44	121	165	1.96	23	61	84	196
19 仙台西	普通科	280	84	31	69	100	1.19	28	56	84	196
20 仙台東	普通科	240	72	31	68	99	1.38	22	50	72	168
	英語科 ●	40	12	4	9	13	1.08	4	8	12	28
21 宮城工	機械科 ◎	80	32	33	0	33	1.03	32	0	32	48
	電子機械科 ◎	40	16	17	0	17	1.06	16	0	16	24
	電気科 ◎	80	32	39	2	41	1.28	30	2	32	48
	情報技術科 ◎	40	16	19	7	26	1.63	13	3	16	24
	化学工業科 ◎	40	16	4	8	12	0.75	4	8	12	28
	インテリア科 ◎	40	16	3	15	18	1.13	3	13	16	24
22 仙台工※	建築科 ◎	30	12	13	5	18	1.50	9	3	12	18
	機械科 ◎	70	28	34	4	38	1.36	25	3	28	42
	電気科 ◎	70	28	45	1	46	1.64	27	1	28	42
	土木科 ◎	30	12	18	2	20	1.67	10	2	12	18
仙台南 地区計		2,400	712	679	750	1,429	2.01	310	399	709	1,588
中部南 地区合計		3,400	1,060	904	1,132	2,036	1.92	392	625	1,017	2,280

学校名	学科・コース	平成30年度 募集定員	前期選抜 募集人数	前期選抜 受験者数				前期選抜 合格者数			後期選抜 募集人数
				男	女	計	受験倍率	男	女	計	
23 仙台二	普通科	320	96	148	141	289	3.01	49	47	96	224
24 仙台三	普通科	240	72	158	142	300	4.17	32	40	72	168
	理数科 ●	80	32	53	30	83	2.59	20	12	32	48
25 宮城一	普通科 ◎	200	60	2	135	137	2.28	2	58	60	140
	理数科 ◎	80	32	9	36	45	1.41	5	27	32	48
26 宮城広瀬	普通科	280	70	25	61	86	1.23	16	54	70	210
27 泉	普通科	240	72	29	75	104	1.44	19	53	72	168
	英語科 ●	40	16	6	29	35	2.19	1	15	16	24
28 泉松陵	普通科	240	72	16	47	63	0.88	16	47	63	177
29 泉館山	普通科	280	84	28	86	114	1.36	21	63	84	196
30 宮城野	普通科	160	40	19	63	82	2.05	10	30	40	120
	美術科 ◎	40	20	13	44	57	2.85	4	16	20	20
	総合学科 ●	80	24	4	15	19	0.79	4	15	19	61
31 仙 台※	普通科	280	84	46	71	117	1.39	29	55	84	196
32 仙 台商※	商業科	320	128	92	136	228	1.78	48	80	128	192
仙 台 北 地 区 計		2,880	902	648	1,111	1,759	1.95	276	612	888	1,992
33 塩 釜	普通科	280	70	29	84	113	1.61	16	54	70	210
	ビジネス科	80	24	6	15	21	0.88	6	15	21	59
34 多賀城	普通科	240	72	96	129	225	3.13	23	49	72	168
	災害科学科 ●	40	16	11	13	24	1.50	7	10	17	24
35 松 島	普通科 ◎	120	36	49	60	109	3.03	12	24	36	84
	観光科 ◎	80	32	24	39	63	1.97	10	22	32	48
36 利 府	普通科	200	60	39	59	98	1.63	27	33	60	140
	スポーツ科学科 ●	80	56	75	22	97	1.73	36	20	56	24
塩 釜 地 区 計		1,120	366	329	421	750	2.05	137	227	364	757
37 黒 川	普通科 ◎	80	24	12	18	30	1.25	9	15	24	56
	機械科 ◎	80	32	20	0	20	0.63	20	0	20	60
	電子工学科 ◎	40	16	12	7	19	1.19	9	7	16	24
	環境技術科 ◎	40	16	5	12	17	1.06	5	11	16	24
38 富 谷	普通科・人文コース ◎	120	48	12	55	67	1.40	10	38	48	72
	普通科・国際コース ◎	80	32	6	29	35	1.09	5	27	32	48
	普通科・理数コース ◎	80	32	12	19	31	0.97	12	18	30	50
黒 川 地 区 計		520	200	79	140	219	1.10	70	116	186	334
中 部 北 地 区 合 計		4,520	1,468	1,056	1,672	2,728	1.86	483	955	1,438	3,083
39 古 川	普通科	240	72	102	95	197	2.74	30	42	72	168
40 古川黎明	普通科 ■	240	40	9	67	76	1.90	3	40	43	101
41 岩 出 山	普通科	120	36	26	31	57	1.58	14	22	36	84
42 中 新 田	普通科	120	36	29	37	66	1.83	15	21	36	84
43 松 山	普通科	40	12	4	8	12	1.00	4	8	12	28
	家政科 ●	40	16	2	27	29	1.81	0	16	16	24
44 加 美 農	農業科 ◎	40	16	3	2	5	0.31	3	2	5	35
	農業機械科 ◎	40	16	6	0	6	0.38	6	0	6	34
	生活技術科 ◎	40	16	0	12	12	0.75	0	12	12	28
45 古 川 工	土木情報科 ◎	40	16	12	6	18	1.13	11	5	16	24
	建築科 ◎	40	16	8	15	23	1.44	4	12	16	24
	電気電子科 ◎	40	16	15	5	20	1.25	11	5	16	24
	機械科 ◎	80	32	39	0	39	1.22	32	0	32	48
	化学技術科 ◎	40	16	6	12	18	1.13	4	12	16	24
46 鹿島台商	商業科	120	48	28	19	47	0.98	28	19	47	73
大 崎 地 区 計		1,280	404	289	336	625	1.55	165	216	381	803
47 涌 谷	普通科	160	48	46	34	80	1.67	21	27	48	112
48 小 牛 田 農 林	農業技術科・農業科学コース◎	40	16	15	15	30	1.88	6	10	16	24
	農業技術科・農業土木コース◎	40	16	22	0	22	1.38	16	0	16	24
	総合学科	120	48	29	73	102	2.13	12	36	48	72
49 南 郷	普通科	40	12	5	2	7	0.58	5	2	7	33
	産業技術科	40	16	5	3	8	0.50	5	3	8	32
遠 田 地 区 計		440	156	122	127	249	1.60	65	78	143	297



学校名	学科・コース	平成30年度 募集定員	前期選抜 募集人数	前期選抜 受験者数				前期選抜 合格者数			後期選抜 募集人数
				男	女	計	受験倍率	男	女	計	
50 佐 沼	普通科	240	72	69	83	152	2.11	23	49	72	168
51 登 米	普通科	120	36	29	35	64	1.78	11	25	36	84
52 登米総合産業	農業科 ◎	40	16	7	11	18	1.13	5	11	16	24
	機械科 ◎	40	16	18	0	18	1.13	16	0	16	24
	電気科 ◎	40	16	25	1	26	1.63	15	1	16	24
	情報技術科 ◎	40	16	20	10	30	1.88	10	6	16	24
	商業科 ◎	40	16	2	20	22	1.38	1	15	16	24
	福祉科 ◎	40	16	4	19	23	1.44	1	15	16	24
登米地区計		600	204	174	179	353	1.73	82	122	204	396
53 築 館	普通科	160	48	44	64	108	2.25	12	37	49	112
54 岩ヶ崎	普通科・文系教養コース◎	80	32	1	10	11	0.34	1	10	11	69
	普通科・理系教養コース◎	40	16	8	4	12	0.75	8	4	12	28
55 迫 桜	総合学科	200	80	51	58	109	1.36	30	50	80	120
56 一迫商	流通経済科 ◎	40	16	6	9	15	0.94	6	9	15	25
	情報処理科 ◎	40	16	10	12	22	1.38	8	8	16	24
栗原地区計		560	208	120	157	277	1.33	65	118	183	378
北部地区合計		2,880	972	705	799	1,504	1.55	377	534	911	1,874
57 石 巻	普通科	240	72	42	84	126	1.75	25	47	72	168
58 石巻好文館	普通科	200	60	17	74	91	1.52	13	47	60	140
59 石巻西	普通科	160	48	25	57	82	1.71	19	29	48	112
60 石巻北	総合学科	200	80	29	57	86	1.08	26	54	80	120
61 宮城水産	海洋総合科	160	64	63	15	78	1.22	49	15	64	96
62 石巻工	機械科 ◎	80	32	29	0	29	0.91	29	0	29	51
	電気情報科 ◎	40	16	17	3	20	1.25	14	2	16	24
	化学技術科 ◎	40	16	5	3	8	0.50	5	3	8	32
	土木システム科 ◎	40	16	8	0	8	0.50	8	0	8	32
	建築科 ◎	40	16	14	14	28	1.75	8	8	16	24
63 石巻商	総合ビジネス科	200	80	60	52	112	1.40	34	46	80	120
64 桜 坂※	普通科・学励探求コース◎	120	48	*	90	90	1.88	*	48	48	72
	普通科・キャリア探求コース◎	80	32	*	60	60	1.88	*	33	33	48
石巻地区計		1,600	580	309	509	818	1.41	230	332	562	1,039
65 (仮称)気仙沼	普通科	240	72	74	67	141	1.96	36	36	72	168
66 志津川	普通科 ☆	80	12	0	0	0	0.00	0	0	0	39
	情報ビジネス科 ☆	40	10	1	1	2	0.20	1	1	2	27
67 本吉響	総合学科	120	36	11	34	45	1.25	9	27	36	84
68 気仙沼向洋	情報海洋科 ◎	40	16	17	5	22	1.38	13	3	16	24
	産業経済科 ◎	40	16	7	34	41	2.56	0	16	16	24
	機械技術科 ◎	40	16	23	0	23	1.44	16	0	16	24
本吉地区計		600	178	133	141	274	1.54	75	83	158	390
東部地区合計		2,200	758	442	650	1,092	1.44	305	415	720	1,429
全日制合計		14,560	4,814	3,515	4,611	8,126	1.69	1,778	2,816	4,594	9,718

◎は後期選抜において、出願学科以外のいずれか1つを第2志望とできる学科(柴田農林においては川崎校を除く)、●は後期選抜において、普通科を第2志望にできる学科、★は一括募集、☆は連携型選抜を実施する学科、※は市立高等学校を示す。■は併設中学校からの入学を含む。

## (2) 定時制課程

学校名	学科・コース	平成30年度 募集定員	前期選抜 募集人数	前期選抜 受験者数			受験倍率	前期選抜 合格者数			後期選抜 募集人数
				男	女	計		男	女	計	
1 白石七ヶ宿	普通科 / 昼	40	12	4	5	9	0.75	4	4	8	32
2 大河原商	普通科 / 夜	40	8	4	6	10	1.25	3	5	8	32
3 宮城二工	電子機械科 / 夜 ◎	40	16	6	0	6	0.38	5	0	5	35
	電気科 / 夜 ◎	40	16	2	0	2	0.13	2	0	2	38
4 名 取	普通科 / 夜	40	12	2	0	2	0.17	0	0	0	40
5 貞 山	普通科 / 昼	120	36	17	17	34	0.94	17	16	33	87
	普通科 / 夜	40	12	2	0	2	0.17	2	0	2	38
6 古川工	機械科 / 夜 ◎	40	12	0	0	0	0.00	0	0	0	40
	電気科 / 夜 ◎	40	12	3	0	3	0.25	3	0	3	37
7 田尻さくら	普通科 / I部 (午前)	80	24	4	8	12	0.50	4	8	12	68
	普通科 / II部 (午後夕間)	40	12	0	2	2	0.17	0	2	2	38
8 佐 沼	普通科 / 夜	40	12	3	1	4	0.33	3	1	4	36
9 東松島	普通科 / I部 (午前) ◎	40	8	7	12	19	2.38	2	6	8	32
	普通科 / II部 (午後) ◎	40	8	7	9	16	2.00	5	3	8	32
	普通科 / III部 (夜間) ◎	40	8	0	0	0	0.00	0	0	0	40
10 石巻北飯野川	普通科 / 昼	40	12	5	4	9	0.75	5	4	9	31
11 (仮称)気仙沼	普通科 / 夜	40	8	3	1	4	0.50	3	1	4	36
12 仙台大志※	普通科 / I部 (午前午後) ◎	90	27	26	37	63	2.33	8	19	27	63
	普通科 / II部 (午後夜間) ◎	30	9	4	0	4	0.44	3	0	3	27
13 仙台工※	建築土木科 / 夜 ◎	40	16	7	2	9	0.56	5	2	7	33
	機械科 / 夜 ◎	40	16	4	0	4	0.25	2	0	2	38
定 時 制 合 計		1,000	296	110	104	214	0.72	76	71	147	853

◎は後期選抜において、出願学科以外のいずれか1つを第2志望とできる学科、※は市立高等学校を示す。

## (3) 社会人特別選抜

学校名	学科・コース	定員	社会人特別選抜 受験者数			社会人特別選抜 合格者数		
			男	女	計	男	女	計
2 大河原商	普通科 / 夜	若干名	0	1	1	0	1	1

## (4) 連携型選抜

学校名	学科・コース	平成30年度 募集定員	募集人数	受験者数			受験倍率	合格者数		
				男	女	計		男	女	計
66 志津川	普通科	80	64	20	23	43	0.67	19	22	41
	情報ビジネス科	40	28	4	8	12	0.43	3	8	11
連 携 型 選 抜 合 計		120	92	24	31	55	0.60	22	30	52

#### 4 各学校・学科別の後期選抜合格状況

##### (1) 全日制課程

学校名	学科・コース	平成30年度募集定員	前期選抜等合格者数	後期選抜募集人数	後期選抜出願者数			後期選抜受験者数				後期選抜合格者数			第二次募集人数
					男	女	計	男	女	計	受験倍率	男	女	計	
1 白石	普通科	240	72	168	106	50	156	103	50	153	0.91	102	49	151	17
	看護科 ●	40	12	28	1	37	38	1	37	38	1.36	0	28	28	0
2 蔵王	普通科	80	20	60	8	14	22	8	14	22	0.37	5	13	18	42
3 白石工	機械科 ◎	80	32	48	42	0	42	42	0	42	0.88	42	0	42	6
	電気科 ◎	40	16	24	1	0	1	1	0	1	0.04	1	0	1	23
	工業化学科 ◎	40	16	24	18	6	24	18	6	24	1.00	18	6	24	0
	建築科 ◎	40	16	24	16	8	24	16	8	24	1.00	16	8	24	0
	設備工業科 ◎	40	16	24	23	0	23	23	0	23	0.96	23	0	23	1
4 村田	総合学科	120	20	100	54	18	72	54	17	71	0.71	51	17	68	32
5 柴田農林 川崎	食農科学科・動物科学科◎★	80	32	48	44	18	62	44	18	62	1.29	32	16	48	0
	森林環境科・園芸工学科◎★	80	32	48	37	9	46	37	9	46	0.96	30	8	38	10
	普通科	40	11	29	14	4	18	14	4	18	0.62	12	4	16	13
6 大河原商	流通マネジメント科◎	80	32	48	6	31	37	6	31	37	0.77	4	31	35	13
	情報システム科 ◎	80	32	48	30	16	46	29	15	44	0.92	29	15	44	4
	OA会計科 ◎	40	16	24	3	9	12	3	9	12	0.50	3	9	12	12
7 柴田	普通科	120	31	89	61	40	101	61	40	101	1.13	54	35	89	0
	体育科 ●	40	28	12	11	0	11	11	0	11	0.92	9	0	9	3
刈田柴田地区計		1,280	434	846	475	260	735	471	258	729	0.86	431	239	670	176
8 角田	普通科	160	48	112	62	55	117	62	55	117	1.04	58	54	112	0
9 伊具	総合学科	120	26	94	34	13	47	33	13	46	0.49	31	12	43	51
伊具地区計		280	74	206	96	68	164	95	68	163	0.79	89	66	155	51
南部地区合計		1,560	508	1,052	571	328	899	566	326	892	0.85	520	305	825	227
10 名取	普通科	240	72	168	105	120	225	102	120	222	1.32	68	100	168	0
	家政科 ●	40	16	24	0	32	32	0	32	32	1.33	0	24	24	0
11 名取北	普通科	280	84	196	136	139	275	133	139	272	1.39	91	105	196	0
12 亘理	普通科・普通コース ◎	40	14	26	16	16	32	16	16	32	1.23	13	13	26	0
	普通科・園芸コース ◎	40	3	37	17	13	30	17	13	30	0.81	17	14	31	6
	食品化学科 ◎	40	7	33	25	16	41	25	16	41	1.24	20	13	33	0
	商業科 ◎	40	4	36	27	7	34	27	7	34	0.94	28	7	35	1
	家政科 ◎	40	12	28	2	27	29	2	27	29	1.04	2	26	28	0
13 宮城農	農業科・園芸科 ◎★	120	48	72	57	49	106	56	49	105	1.46	36	36	72	0
	農業機械科 ◎	40	16	24	46	0	46	45	0	45	1.88	24	0	24	0
	食品化学科 ◎	40	16	24	29	19	48	28	19	47	1.96	15	9	24	0
	生活科 ◎	40	16	24	6	22	28	6	22	28	1.17	5	19	24	0
亘理名取地区計		1,000	308	692	466	460	926	457	460	917	1.33	319	366	685	7
14 仙前一	普通科	320	65	256	264	158	422	263	158	421	1.64	155	101	256	0
15 仙台二華	普通科 ■	240	145	95	52	82	134	51	82	133	1.40	33	64	97	0
16 仙台三桜	普通科	280	84	196	28	209	237	26	209	235	1.20	20	176	196	0
17 仙台南山	普通科 ◎	160	48	112	73	46	119	71	45	116	1.04	67	45	112	0
	理数科 ◎	40	15	25	25	7	32	18	5	23	0.92	20	5	25	0
18 仙台南	普通科	280	84	196	185	132	317	170	131	301	1.54	99	97	196	0
19 仙台西	普通科	280	84	196	131	110	241	129	110	239	1.22	100	96	196	0
20 仙台東	普通科	240	72	168	152	73	225	149	73	222	1.32	115	53	168	0
	英語科 ●	40	12	28	18	29	47	18	29	47	1.68	10	18	28	0
21 宮城工	機械科 ◎	80	32	48	46	1	47	39	1	40	0.83	47	1	48	0
	電子機械科 ◎	40	16	24	45	2	47	40	1	41	1.71	24	0	24	0
	電気科 ◎	80	32	48	48	1	49	47	1	48	1.00	47	1	48	0
	情報技術科 ◎	40	16	24	50	4	54	41	2	43	1.79	23	1	24	0
	化学工業科 ◎	40	12	28	44	5	49	42	5	47	1.68	27	2	29	0
	インテリア科 ◎	40	16	24	7	9	16	7	9	16	0.67	7	10	17	7
22 仙台工※	建築科 ◎	30	12	18	22	5	27	21	5	26	1.44	15	3	18	0
	機械科 ◎	70	28	42	83	4	87	83	4	87	2.07	41	1	42	0
	電気科 ◎	70	28	42	55	2	57	55	2	57	1.36	41	1	42	0
	土木科 ◎	30	12	18	32	4	36	31	4	35	1.94	16	2	18	0
仙台南地区計		2,400	813	1,588	1,360	883	2,243	1,301	876	2,177	1.37	907	677	1,584	7
中部南地区合計		3,400	1,121	2,280	1,826	1,343	3,169	1,758	1,336	3,094	1.36	1,226	1,043	2,269	14

学校名	学科・コース	平成30年度募集定員	前期選抜等合格者数	後期選抜募集人数	後期選抜出願者数			後期選抜受験者数				後期選抜合格者数			第二次募集人数
					男	女	計	男	女	計	受験倍率	男	女	計	
23 仙台二	普通科	320	96	224	172	104	276	172	104	276	1.23	137	87	224	0
24 仙台三	普通科	240	72	168	165	94	259	165	94	259	1.54	108	60	168	0
	理数科 ●	80	32	48	100	22	122	97	22	119	2.48	36	12	48	0
25 宮城一	普通科 ◎	200	60	140	29	174	203	27	172	199	1.42	12	128	140	0
	理数科 ◎	80	32	48	38	28	66	37	27	64	1.33	22	26	48	0
26 宮城広瀬	普通科	280	70	210	159	145	304	158	144	302	1.44	105	105	210	0
27 泉	普通科	240	72	168	140	92	232	133	90	223	1.33	95	73	168	0
	英語科 ●	40	16	24	12	29	41	12	29	41	1.71	6	18	24	0
28 泉松陵	普通科	240	63	177	112	70	182	112	69	181	1.02	108	69	177	0
29 泉館山	普通科	280	84	196	140	123	263	138	122	260	1.33	104	93	197	0
30 宮城野	普通科	160	40	120	103	95	198	91	95	186	1.55	53	67	120	0
	美術科 ◎	40	20	20	7	26	33	7	25	32	1.60	6	15	21	0
	総合学科 ●	80	19	61	46	35	81	39	34	73	1.20	31	30	61	0
31 仙台※	普通科	280	84	196	175	107	282	170	107	277	1.41	117	79	196	0
32 仙台商※	商業科	320	128	192	131	177	308	128	177	305	1.59	63	129	192	0
仙台北地区計		2,880	888	1,992	1,529	1,321	2,850	1,486	1,311	2,797	1.40	1,003	991	1,994	0
33 塩釜	普通科	280	70	210	121	134	255	121	134	255	1.21	90	120	210	0
	ビジネス科	80	21	59	30	33	63	30	33	63	1.07	29	30	59	0
34 多賀城	普通科	240	72	168	118	111	229	114	111	225	1.34	79	89	168	0
	災害科学科 ●	40	17	24	7	3	10	7	3	10	0.42	6	2	8	16
35 松島	普通科 ◎	120	36	84	78	64	142	77	64	141	1.68	41	43	84	0
	観光科 ◎	80	32	48	26	34	60	25	34	59	1.23	25	23	48	0
36 利府	普通科	200	60	140	80	67	147	80	67	147	1.05	76	64	140	0
	スポーツ科学科 ●	80	56	24	25	3	28	25	3	28	1.17	21	3	24	0
塩釜地区計		1,120	364	757	485	449	934	479	449	928	1.23	367	374	741	16
37 黒川	普通科 ◎	80	24	56	25	36	61	25	36	61	1.09	22	34	56	0
	機械科 ◎	80	20	60	49	1	50	49	1	50	0.83	55	1	56	4
	電子工学科 ◎	40	16	24	25	4	29	25	4	29	1.21	20	4	24	0
	環境技術科 ◎	40	16	24	17	11	28	17	11	28	1.17	12	12	24	0
38 富谷	普通科・人文コース ◎	120	48	72	39	59	98	38	59	97	1.35	23	49	72	0
	普通科・国際コース ◎	80	32	48	30	43	73	30	43	73	1.52	23	25	48	0
	普通科・理数コース ◎	80	30	50	51	18	69	45	17	62	1.24	36	14	50	0
黒川地区計		520	186	334	236	172	408	229	171	400	1.20	191	139	330	4
中部北地区合計		4,520	1,438	3,083	2,250	1,942	4,192	2,194	1,931	4,125	1.34	1,561	1,504	3,065	20
39 古川	普通科	240	72	168	111	86	197	110	86	196	1.17	94	74	168	0
40 古川黎明	普通科 ■	240	139	101	48	75	123	48	75	123	1.22	38	64	102	0
41 岩出山	普通科	120	36	84	53	26	79	53	26	79	0.94	49	26	75	9
42 中新田	普通科	120	36	84	37	40	77	37	40	77	0.92	35	38	73	11
43 松山	普通科	40	12	28	9	8	17	9	8	17	0.61	9	8	17	11
	家政科 ●	40	16	24	3	17	20	3	17	20	0.83	3	17	20	4
44 加美農	農業科 ◎	40	5	35	13	4	17	13	4	17	0.49	11	3	14	21
	農業機械科 ◎	40	6	34	25	1	26	25	1	26	0.76	22	1	23	11
	生活技術科 ◎	40	12	28	3	15	18	3	15	18	0.64	2	14	16	12
45 古川工	土木情報科 ◎	40	16	24	21	8	29	21	8	29	1.21	18	6	24	0
	建築科 ◎	40	16	24	14	6	20	14	5	19	0.79	12	5	17	7
	電気電子科 ◎	40	16	24	17	5	22	17	5	22	0.92	17	5	22	2
	機械科 ◎	80	32	48	54	0	54	54	0	54	1.13	48	0	48	0
	化学技術科 ◎	40	16	24	2	25	27	2	25	27	1.13	2	22	24	0
46 鹿島台商	商業科	120	47	73	19	11	30	19	11	30	0.41	17	10	27	46
大崎地区計		1,280	477	803	429	327	756	428	326	754	0.94	377	293	670	134
47 涌谷	普通科	160	48	112	51	21	72	51	21	72	0.64	51	21	72	40
48 小牛田農林	農業技術科・農業科学コース◎	40	16	24	18	11	29	18	11	29	1.21	13	11	24	0
	農業技術科・農業土木コース◎	40	16	24	20	1	21	20	1	21	0.88	21	1	22	2
	総合学科	120	48	72	22	50	72	22	50	72	1.00	22	49	71	1
49 南郷	普通科	40	7	33	3	7	10	3	7	10	0.30	3	7	10	23
	産業技術科	40	8	32	14	1	15	14	1	15	0.47	14	1	15	17
遠田地区計		440	143	297	128	91	219	128	91	219	0.74	124	90	214	83

学校名	学科・コース	平成30年度募集定員	前期選抜等合格者数	後期選抜募集人数	後期選抜出願者数			後期選抜受験者数				後期選抜合格者数			第二次募集人数
					男	女	計	男	女	計	受験倍率	男	女	計	
50 佐 沼	普通科	240	72	168	92	61	153	91	61	152	0.90	91	61	152	16
51 登 米	普通科	120	36	84	37	25	62	37	25	62	0.74	37	25	62	22
52 登米総合産業	農業科 ◎	40	16	24	18	5	23	18	5	23	0.96	15	4	19	5
	機械科 ◎	40	16	24	15	0	15	15	0	15	0.63	15	0	15	9
	電気科 ◎	40	16	24	26	0	26	24	0	24	1.00	20	0	20	4
	情報技術科 ◎	40	16	24	21	7	28	20	7	27	1.13	19	5	24	0
	商業科 ◎	40	16	24	2	10	12	2	10	12	0.50	2	8	10	14
	福祉科 ◎	40	16	24	4	7	11	4	7	11	0.46	4	7	11	13
登米地区計		600	204	396	215	115	330	211	115	326	0.82	203	110	313	83
53 築 館	普通科	160	49	112	69	60	129	69	60	129	1.15	58	54	112	0
54 岩 ヶ 崎	普通科・文系教養コース◎	80	11	69	7	12	19	7	12	19	0.28	7	12	19	50
	普通科・理系教養コース◎	40	12	28	7	4	11	7	4	11	0.39	6	4	10	18
55 迫 桜	総合学科	200	80	120	55	45	100	55	45	100	0.83	52	44	96	24
56 一 迫 商	流通経済科 ◎	40	15	25	6	5	11	6	5	11	0.44	6	5	11	14
	情報処理科 ◎	40	16	24	10	8	18	10	8	18	0.75	9	8	17	7
栗原地区計		560	183	378	154	134	288	154	134	288	0.76	138	127	265	113
北部地区合計		2,880	1,007	1,874	926	667	1,593	921	666	1,587	0.85	842	620	1,462	413
57 石 巻	普通科	240	72	168	92	86	178	90	86	176	1.05	85	83	168	0
58 石巻好文館	普通科	200	60	140	54	90	144	54	90	144	1.03	51	89	140	0
59 石巻西	普通科	160	48	112	63	65	128	63	65	128	1.14	53	59	112	0
60 石巻北	総合学科	200	80	120	78	62	140	77	62	139	1.16	65	55	120	0
61 宮城水産	海洋総合科	160	64	96	42	4	46	42	4	46	0.48	36	4	40	56
62 石巻工	機械科 ◎	80	29	51	48	0	48	48	0	48	0.94	49	0	49	2
	電気情報科 ◎	40	16	24	18	1	19	18	1	19	0.79	18	1	19	5
	化学技術科 ◎	40	8	32	29	1	30	29	1	30	0.94	31	1	32	0
	土木システム科 ◎	40	8	32	42	0	42	42	0	42	1.31	32	0	32	0
	建築科 ◎	40	16	24	26	7	33	26	7	33	1.38	18	7	25	0
63 石巻商	総合ビジネス科	200	80	120	66	41	107	66	41	107	0.89	63	40	103	17
64 桜 坂※	普通科・学励探求コース◎	120	48	72	*	47	47	*	47	47	0.65	*	45	45	27
	普通科・キャリア探求コース◎	80	33	48	*	41	41	*	41	41	0.85	*	39	39	9
石巻地区計		1,600	562	1,039	558	445	1,003	555	445	1,000	0.96	501	423	924	116
65 (仮称)気仙沼	普通科	240	72	168	104	86	190	101	86	187	1.11	92	76	168	0
66 志津川	普通科 ☆	80	41	39	0	1	1	0	1	1	0.03	0	1	1	38
	情報ビジネス科 ☆	40	13	27	3	0	3	3	0	3	0.11	3	0	3	24
67 本吉響	総合学科	120	36	84	35	45	80	34	45	79	0.94	32	43	75	9
68 気仙沼向洋	情報海洋科 ◎	40	16	24	16	3	19	16	3	19	0.79	18	5	23	1
	産業経済科 ◎	40	16	24	9	24	33	9	24	33	1.38	7	17	24	0
	機械技術科 ◎	40	16	24	21	0	21	21	0	21	0.88	21	1	22	2
本吉地区計		600	210	390	188	159	347	184	159	343	0.88	173	143	316	74
東部地区合計		2,200	772	1,429	746	604	1,350	739	604	1,343	0.94	674	566	1,240	190
全日制合計		14,560	4,846	9,718	6,319	4,884	11,203	6,178	4,863	11,041	1.14	4,823	4,038	8,861	864

◎は後期選抜において、出願学科以外のいずれか1つを第2志望とできる学科(柴田農林においては川崎校を除く)、●は後期選抜において、普通科を第2志望にできる学科、★は一括募集、☆は連携型選抜を実施する学科、※は市立高等学校を示す。■は併設中学校からの入学を含む。

(2) 定時制課程

学校名	学科・コース	平成30年度募集定員	前期選抜合格者数	後期選抜募集人数	後期選抜出願者数				後期選抜受験者数				後期選抜合格者数			第二次募集人数
					男	女	計	出願倍率	男	女	計	受験倍率	男	女	計	
1 白石七ヶ宿	普通科 / 昼	40	8	32	2	1	3	0.09	1	0	1	0.03	1	0	1	31
2 大河原商	普通科 / 夜	40	8	32	6	4	10	0.31	6	4	10	0.31	4	3	7	25
3 宮城二工	電子機械科 / 夜 ◎	40	5	35	4	0	4	0.11	4	0	4	0.11	3	0	3	32
	電気科 / 夜 ◎	40	2	38	1	0	1	0.03	1	0	1	0.03	1	0	1	37
4 名 取	普通科 / 夜	40	0	40	10	2	12	0.30	10	2	12	0.30	5	2	7	33
5 貞 山	普通科 / 昼	120	33	87	16	7	23	0.26	16	7	23	0.26	16	6	22	65
	普通科 / 夜	40	2	38	3	3	6	0.16	3	2	5	0.13	2	2	4	34
6 古川工	機械科 / 夜 ◎	40	0	40	4	0	4	0.10	4	0	4	0.10	2	0	2	38
	電気科 / 夜 ◎	40	3	37	2	3	5	0.14	2	3	5	0.14	2	3	5	32
7 田尻さくら	普通科 / I部 (午前)	80	12	68	7	10	17	0.25	7	10	17	0.25	7	10	17	51
	普通科 / II部 (午後夕間)	40	2	38	2	0	2	0.05	2	0	2	0.05	2	0	2	36
8 佐 沼	普通科 / 夜	40	4	36	2	5	7	0.19	2	5	7	0.19	2	5	7	29
9 東 松 島	普通科 / I部 (午前) ◎	40	8	32	13	20	33	1.03	12	19	31	0.97	10	14	24	8
	普通科 / II部 (午後) ◎	40	8	32	11	13	24	0.75	11	11	22	0.69	8	9	17	15
	普通科 / III部 (夜間) ◎	40	0	40	4	1	5	0.13	4	1	5	0.13	4	1	5	35
10 石巻北飯野川	普通科 / 昼	40	9	31	12	0	12	0.39	12	0	12	0.39	10	0	10	21
11 (仮称)気仙沼	普通科 / 夜	40	4	36	3	1	4	0.11	3	1	4	0.11	2	1	3	33
12 仙台大志※	普通科 / I部 (午前午後) ◎	90	27	63	32	30	62	0.98	32	30	62	0.98	31	29	60	3
	普通科 / II部 (午後夜間) ◎	30	3	27	5	5	10	0.37	5	5	10	0.37	4	5	9	18
13 仙 台 工※	建築土木科 / 夜 ◎	40	7	33	4	0	4	0.12	4	0	4	0.12	1	0	1	32
	機械科 / 夜 ◎	40	2	38	4	0	4	0.11	4	0	4	0.11	2	0	2	36
定 時 制 合 計		1,000	147	853	147	105	252	0.30	145	100	245	0.29	119	90	209	644

◎は後期選抜において、出願学科以外のいずれか1つを第2志望とできる学科、※は市立高等学校を示す。

## 学校再開ハンドブックについて

### 1 作成の趣旨

東日本大震災の際には、避難者の受入やライフラインの寸断等により、教育環境の整備、関係機関との調整に時間を費やし、学校再開までに長い時間を要した。

児童生徒の教育を保障するためにも、事前の体制整備及び実際に学校再開を判断する手順等を示したハンドブックを作成・配布し、いざという時の速やかな学校再開を目指す。

### 2 作成のポイント

- (1) 東日本大震災をはじめとする災害時の学校再開の教訓等についてまとめたこと。
- (2) 項目ごとに学校の対応の中で、功を奏した点と課題についてまとめたこと。
- (3) 項目ごとに学校における役割分担例を明記したこと。
- (4) 項目ごとにチェックリストを作成し、必要になる物や行動について確認できるようにしたこと。

### 3 作成までの経緯

小中高の教職員、県庁内関係職員 計27名による作成チームを平成29年6月に編成し、みやぎ学校安全基本指針を基に、他県の事例や文献等を参考にしながら作成した。

### 4 内 容

- I 東日本大震災をはじめとする学校再開の教訓
- II 平常時における学校防災体制の整備
- III 教育再開への取組
- IV 災害時における心のケア
- V 学校防災関連研修会
- VI 資 料

### 5 作成冊数 2,600冊

- (内訳) 1,400冊 (公立幼稚園, こども園, 小・中・高・特別支援学校, 私立学校)  
200冊 (市町村教育委員会・防災部局, 全国都道府県教育委員会等)  
1,000冊 (県教育委員会・教育事務所・総合教育センター等)

### 6 今後の活用

- (1) ハンドブックの内容をホームページに掲載し、学校現場の教職員一人一人の理解と防災体制の整備に役立てる。
- (2) 防災主任研修会及び「学校再開支援チーム」結成に向けた研修会等で活用する。

## 防災教育児童本「地震・津波防災のひみつ～東日本大震災を忘れない～」 について

### 1 作成の趣旨

東日本大震災の記憶の伝承と未来を担う全国の子どもたちが、地震や津波から命を守る行動がとれるよう、防災教育児童本を作成し、全国の小学校、公立図書館等に配布する。

### 2 あらすじ・構成

東日本大震災の記憶がうすれつつある近未来(2041年)。宮城県の沿岸の町を中心に話が展開。小学生の兄妹が、震災を経験した父母の実体験を聞くことで、地震・津波防災の大切さを実感していく。

はじめに 世話好きなお父さん

第1章 多くの命をうばった大津波

第2章 震災からの復興

第3章 震災を語り継ぐ

第4章 震災遺構を見に行こう！

第5章 わが家の防災会議を開こう！

おわりに 世話好き男子誕生？

### 3 特色

- (1) 子どもたちが興味関心を持って防災・減災について学べるよう、まんが形式とした。
- (2) 東日本大震災の発生から復興までを写真で8頁にわたり紹介した。
- (3) コラム欄で地震・津波防災に関する基礎知識をイラストや写真で分かりやすく解説した。
- (4) 「まめちしき」として、地震・津波防災に関する基礎的な情報をほぼ全頁の欄外に掲載した。

### 4 作成冊数

29,000冊

(内訳) 22,300冊(全国小学校各1冊, 県内小学校各5冊)

3,300冊(全国公立図書館各1冊)

3,400冊(宮城県教育委員会関係)

※4月以降, ホームページにて公開



## 松島自然の家再建事業の進捗状況について

### 1 現 状

- 松島自然の家は、東日本大震災による津波で壊滅的な被害を受けたため、東松島市宮戸地区への移転を決定後、本館等建設予定地内に東松島市の応急仮設住宅があったことから、「本館等」と「野外活動フィールド」に工区を分け、再建事業を進めている。
- 平成29年6月1日に「野外活動フィールド」の供用を開始し、平成30年2月末現在で延べ8,745人に利用いただいております。平成28年度の同時期に比べ、33%増と利用が伸びています。

### 2 進捗状況

#### (1) 本館等の用地取得

- 県有地(旧松島自然の家)と東松島市有地(旧宮戸小及び隣接市有地)との土地交換を進めており、年度内に契約締結予定。【資料1】

(参考)	(面積)	(評価額)
旧宮戸小及び隣接市有地(県が市から取得)	7筆 18,708.25 m <sup>2</sup>	63,140,000円
旧松島自然の家(市が県から取得)	3筆 215,489.59 m <sup>2</sup>	60,376,000円
交 換 差 額		2,764,000円

#### (2) 本館等の建設

- 造成設計及び建築設計を実施しており、年度内に完了する予定。
- 旧宮戸小解体後、平成30年7月頃から造成工事に着手し、平成32年度内の建築工事完了を目指す。
  - ① 敷地面積 14,286 m<sup>2</sup>
  - ② 延床面積 3,438 m<sup>2</sup> (予定) 【資料2】
  - ③ 主な施設 管理棟, 研修棟(研修室・食堂), 浴室棟, 宿泊棟, 体育館, 多目的広場, イベントスペース
  - ④ 特 色
    - ・ 各所に広場を配置し、自然を感じさせながら、建物に回遊性を持たせ利便性にも配慮
    - ・ 宿泊室の定員を増やすとともに、家族やグループなど少人数でも利用できる部屋を設置することにより、利用者のニーズに合わせた対応が可能(旧定員:96人→新定員:160人)

### 3 スケジュール(予定)

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
本館等	造成設計 →	← 造成工事 →		
	建築設計 →		← 建築工事 →	
		仮設住宅 旧宮戸小 解体工事		
		← 用地取得 →		

松島自然の家 移転建設予定地位置図

